

令和元年 第2回定例会

# 浦臼町議会会議録

令和元年 6月18日 開会

令和元年 6月21日 閉会

浦臼町議会

# 浦臼町議会第2回定例会 第1号

令和元年6月18日（火曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第 2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について
- 8 承認第 2号 専決処分した事件の承認について〔令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）〕
- 9 議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第23号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第24号 浦臼町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 12 議案第25号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第26号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 14 議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 15 議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 16 議案第29号 財産の無償貸付について
- 17 議案第30号 浦臼町名誉町民の推薦の同意を求めることについて
- 18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 19 所管事務調査について（総務産業常任委員会）
- 20 議員の派遣について

## ○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

## ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊	藤	純	雄	君
副町	長	川	畑	智	昭	君
教育	長	浅	岡	哲	男	君
総務課	長	石	原	正	伸	君
総務課主幹		城	宝	睦	己	君
くらし応援課長		大	平	雅	仁	君
くらし応援課主幹		中	田	帯	刀	君
長寿福祉課長		齊	藤	淑	恵	君
長寿福祉課主幹		鎌	田	隆	司	君
産業振興課長		横	井	正	樹	君
産業振興課主幹		明日見		将	幸	君
産業振興課主幹		車	田	利	夫	君
建設課長		馬	狩	範	一	君
教育委員会 事務局 長		上	嶋	俊	文	君
農業委員会 事務局 長		大	平	英	祐	君
出納室主幹		國	田	朋	子	君
農業委員会 代表監査委員		日笹	下木	文政	雄廣	君

○出席事務局職員

局	長	河	本	浩	昭	君
書	記	西	川	茉	里	君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9人全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和元年第2回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により、議長において、3番柴田議員、4番東藤議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成31年第1回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願い、主なもののみ報告いたします。

6月1日から3日まで、東京浦臼会に参加しております。恵比寿ガーデンプレイスビヤステーションにおいて、第27回東京浦臼会が行われ、六十数名の参加者と交流を行ってまいりました。

6月11日、北海道町村議会議長会第70回定期総会が札幌ポールスターで開催されました。初めに自治功労者の表彰が行われ、14項目の決議と持

統的な鉄道網の確立を求める特別決議を採択しました。新会長に胆振管内厚真町議会議長の渡部孝樹氏を選出し、閉会としました。

以上で、議長政務報告を終わります。

次に、監査委員より、平成31年3月分から令和元年5月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、報告済みといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

##### ○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

##### ○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

さて、本日をもって招集いたしました第2回定例会では、報告2件、承認1件、議案9件、諮問1件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第1回定例会以降の行政報告について、お手元の資料をごらんいただき、私からは1点、口頭にて報告をいたします。

4月19日、22日、25日の3日間、町に関係する団体、事業所など6事業所と高齢者見守りネットワーク協定を結んでおります。全国各地でのひとり暮らしの高齢者の事件、事故等が多発する中、民間企業の情報によりこれらを未然に防ぎ、安心・安全の生活を維持することを目的として関係事業者のご協力を得て、協定を締結いたしましたところであります。

以上でございます。

##### ○議長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

##### ○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第1回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

なお、事前に報告書をお配りしておりますので、主要なものについてご報告をさせていただきます。

5月7日、学校薬剤師の小倉氏の辞職に伴い、新たな学校薬剤師として株式会社メディックほのぼの薬局の直江正通氏へ委嘱しております。

5月30日、北海道B&G地域海洋センター連絡協議会総会の後、B&G財団表彰がありまして、全国施設別事業者比率数ベスト5表彰があり、体育館の部で全国第5位の表彰を受けてまいりました。

ちなみに、全国306施設の中での第1位は北海道積丹町で、人口比率7.79であり、本町は5.64でありました。

6月15日には、北門信用金庫まちづくり基金助成事業と浦臼町開町120周年記念事業により、浦臼町で狂言を！実行委員会による大蔵流山本東次郎氏一門による狂言公演が農村センターで開催され、柿山伏と二人袴の2曲を演じ、人間国宝山本東次郎氏による狂言の心のお話と舞を町内外から大勢の参観をいただき、記念公演を終えております。

記載はございませんが、現在B&Gセンターインストラクター養成研修に6月2日から7月4日までの日程で、社会教育係の加藤主事を派遣しております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

#### ○議 長

これで、行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 一般質問

#### ○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、東藤晃義議員。

東藤議員。

#### ○4番（東藤晃義君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきます。

自然休養村の今後についてを質問させていただきます。

休養村センターというのですか、浦臼温泉、昭和51年に完成して、52年から営業をしておりますが、かなりの月日がたちまして、四十一、二年たったと思いますけれども、今後の改善はどのように考えているか、また町にとって宿泊施設がなくなるとマイナスになると思われれます。

また、今後ランドデザインで取り組むことだと思いますが、新築すると莫大な費用がかかることを考えると、部分改築にするのがいいのかなと思います。

また、町の考えを聞かせていただきたいと思います。

平成に入りまして、いろいろと改築なされてはおりますけれども、泊まる人もぼちぼちとふえてはおりますけれども、今後の町の考えを聞かせていただきたいと思います。

#### ○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

東藤議員のご質問にお答えいたします。

自然休養村センターは、昭和51年12月20日に完成し、昭和52年4月より開業しております。完成後42年が経過しております。

その後、平成3年2月より浦臼温泉保養センターが開業し、現在に至っております。

その間、平成21年に浴室・脱衣場等、平成23年に客室の内装などを大規模な改修を行ってきております。

現在、本町の宿泊施設は休養村センターのみとなっており、指定管理者と協力しながら維持管理を行っておりますが、施設の老朽化等による修繕費が年々増加しております。

そのような状況を踏まえ、平成29年度から産業観光推進グランドデザイン検討委員会及び推進協議会において、道の駅、鶴沼公園を含めた観光施設の一体的な見直しを進めるために協議しているところであり、その協議内容をもとに将来に向けた具体的な整備計画を策定し、進めてまいります。

以上でございます。

○議 長

再質問はありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

一般的な見直しを進めているということをお聞きしました。

温泉の中、私らは余り泊まることはないんですけども、以前よりはかなりよくなって、トイレもよくなったとは聞いております。

ただ、前にも言われたんですけども、厨房ですね、私らが入るところではないんですけど、衛生面の問題もあるし、まず建てかえるといったら大変なことになるので、厨房でも直すというのか、改築するともいうのか、その辺からでも手をかけていかないと、グランドデザインもわかるんですけども、やっていかないことには前へ進まない、やります、考えがありますがだけでは済まないと思うので、ぜひとも1年でも2年でもいいですから、早目に前の方へ進んでいく気持ちはありませんか。聞きます。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

かなりの老朽化をしているということは、皆さんご承知ということであります。

なかなか耐震強度の概念もないときの施設でありますので、急場はしのぐためにある程度の一部改修をするという方法はあろうかと思っておりますけれども、私の中では新たに建設をする方向で考えております。

ただ、実際に工事を始めるまでは、まだ数年かかると思っておりますので、今議員言われたような必要最小限の改修というのはやっていかななくてはいけ

ないと思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

今、新築する予定だとお聞きしました。

あその場所に建てるのかどうか、それはわかりませんが、ぜひともみんなが来れて、浦臼鶴沼公園、以前は北海道百景の一つに入っていたみたいなんですけれども、ぜひとも公園の有名さ、途切れないように、JRもなくなって寂しくはなるんですけれども、新築でも改築でもいいですけれども、ぜひ前へ進んで行ってほしいなと思います。

終わります。

○議 長

発言順位2番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

小松新議長より発言のお許しをいただきましたので、2点ほど町長にお伺いいたします。

第1問目として、浦臼診療所の終了時間の周知についてでございます。

住民からの問い合わせで、浦臼診療所において、診療所と住民患者の診療時間の認識のずれについてでございます。

患者さんは、15時30分までの受け付けの認識の人がいるが、診療所に行くと、実際は15時で受け付け終了の変更があるようです。

このような件について、変更においては防災無線等で周知できないかお伺いしたい。第1点目です。

引き続き、第2点目に入ります。

それと、タクシー営業時間の短縮についてでございます。

地域公共交通の問題については、各地方自治体地域公共交通の利便性が叫ばれておる中において、また国においても最近動き始めたようであります。

浦臼町のタクシーにおいては、営業時間の短縮などで、住民の利用環境は悪化しております。

町も住民に対し、タクシー券の配布などで安定経営に寄与していると思います。

さらに、行政はどのような対応と交渉で地域公共交通の利便性を考えているのかお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

○議 長

野崎議員の質問に対し、答弁をお願いします。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

野崎議員の一つ目のご質問についてお答えいたします。

現在、浦臼町立診療所に係る防災無線の利用は、年末年始やゴールデンウィーク等の長期間休診の際において、町民の方に放送でお知らせしておりますが、その他時間変更等については、診療所を運営している医師より、当方で患者さんたちに周知するので、町から放送等での周知はしなくてもよいというお話が来ている状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘された町民の方の認識のずれについては、しっかりとした周知が必要と思いますので、診療所に周知徹底のお願いをいたします。

また、今後このようなことがないように、周知方法についても相談したいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

2点目の答弁をお願いします。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

2点目のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、本年5月より一般タクシーの土日祝日及び平日9時以降の運行が廃止となり、不便になったと感じる住民の方もおられると思いますが、運行事業者から上記時間帯の利用実績では運行を維持することが困難であるとの相談を受け、タクシー事業全体の存続に影響を及ぼす懸念があることから、現在の運行体系にせざるを得ない状況となっております。

これまで事業支援としてタクシー等の利用助成事業や免許返納者へのタクシー券の交付、乗り合いタクシーの運行などを行ってまいりました。

来年4月以降はJR札沼線の廃線に伴い、代替交通として浦臼奈井江間の土日祝日の運行を検討しており、住民の利便性は確保できると考えてございます。

以上でございます。

○議 長

1点目の再質問ございますか。

○2番（野崎敬恭君）

周知のとおり我が町の地域公共交通が非常に脆弱な中での受診でありまして、当然診療所も周知はしているのは了解しているところでございます。

それでもから戻りの高齢者がいる指定管理者程度ではありますけれども、浦臼町立診療所でもあることから、町にも住民に対しては周知の責任を負うべきと思っております。

防災無線等あらゆる手段をもって周知していただきたい、そのように思っておりますけれども、診療所の方から町の方等での周知はしなくてもよいというお話が来ている状況ですという答弁でありましたけれども、この件はちよっ

とやっぱりもうちょっと町が最初に決めたことをございますので、強く出てもらわないと、このままでいったら本当に不便な町になって、高齢者にとつたらたまらないのではないかなと思っています。

あそこに来て、時間になったら、かしゃっと閉められる、ああ、来たね、来たねと時間、ちょっとぎりぎりに入って、あけてくれるならいいんですよ。がちやっと閉められてしまうんです。

そのときには、話によりますと、ドクターももう出かけてしまっていないという状況でございます。

そこら辺はやっぱり担当課としてもしっかりと住民の声を広い上げ、そして住民の健康の安全も含め、対応していただきたい。

さらに、約束事はやっぱり契約事はやっぱり守ってもらうということが第1番でございますので、前向きな答弁は出ておりましたけれど、最後答弁いただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員のおっしゃるとおりだと認識をしておりますけれども、近ごろ病院とか医者の対応についての住民の声が以前より少し多くなってきているというのは、私も感じているところであります。

ただ、先生と当然必要なことは協議をして、住民に迷惑のかからないようにするのが私たちの努めでありますので、先生ともうまくやっていきたいという思いもありますので、そういったことを含めながら、先生ともこれからそういう面について協議をしていきたいと思っています。

以上です。

○議 長

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

答弁の中では、全体的には前向きな答弁ではございますけれども、町長のちょっと押しが弱いかな、そう感じている次第でございます。

まず、第1には、大事なドクターではありますけれども、もっと大事なのは住民でございまして、住民の利便性やら安全が第一でございます。

そこら辺を肝に置いて、よろしくお願ひしたい、そのように思います。

第1問目は以上です。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

そういう思いでこれからやると言ったつもりでありますけれども、医者がたくさんいる場合は、ちょっと強気でお話できるんですけども、やはり今の時代、医者を探すこと自体が非常に難しいという部分もありまして、その分を加味はしているつもりでありますけれども、住民の生活とか健康第

一でありますので、もう一度お医者さんと協議をしてみたいと思います。  
以上です。

○議 長

次に、2番目の質問の再質問はございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

2問目のタクシーの営業時間の短縮についての再質問でございますが、地域の公共交通を担うべき美自校さんに事業主として営業していただいているわけでございます。

最近になり平日の営業時間の短縮、土日の営業停止など、我が町の公共交通の利用環境は物すごく悪化しております。

さらに、他の委託事業も含めて、この先が心配されるわけでございます。この件については町も検討しておかなければならないのではないのでしょうか。考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

町内にとって、タクシー会社の存続といいますか、あるということは非常に大事なことであるというのは理解をしているわけですが、結局民間企業ですから、年間の赤字に耐えられないぐらいの赤字が出るということであれば、こういった便数を減らすとかですね、曜日を減らす、そういった対応策に出ざるを得ない。

町としても、その赤字分をすべて補てんをするということには、やはり限界がありますので、今回はこういう相談が来たときに非常に苦渋でしたけれども、それで町内に民間のタクシー会社が残ってくれるということであれば、いたし方がないということで返事をしたところであります。

今の答弁の中にもありますように、来年4月、JRの廃線とともに土日祝日の浦臼奈井江間は、バスかタクシーかジャンボタクシーになるのか、ちょっと今検討中ではありますが、何らかの形で足は確保していきますので、そうなることで今よりは少し住民の足を確保できるかなと思っておりますので、来年の4月まで少しご辛抱してほしいなという思いであります。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

これだけ人口減少が進みまして、事業者として緩くない、やりづらい、赤字だというのは理解できます。

ですが、やっぱり生命線なんです。日曜日だって救急外来に行く人結構おるんですね。砂川市まで。

やっぱりそのときにタクシーもない、隣近所、何回も言っているように親類縁者もだんだん少なくなっている、だれに頼んだらいいんだ。

かといって、救急車にお願いするほどでもないという状況になってきますと、やっぱり大変な問題であろうと思っております。

例えば、土日は4月までの間の期間として、今、美自校さんに預けてあるあのバスを町で臨時でドライバーを雇い、そして走らせるというのも一つの手ではないでしょうかね。

こういうちょっとすき間をあけてしまうと、このすき間が果たして来年の4月になったら埋まるのでしょうか。

確かに、JRからそれなりのまちづくり資金なるものが来るとは思うんだけど、だけどそれまでの間我慢してくれよという話ではない、そのように思っております。

せめて、町営バスがあるので、土日は町営バスの看板をおろせばいいんですよ。看板をおろして、町民バスにすればいいんですよ。

そして、アルバイトか嘱託で運用していただいて、それから4月になってからまた新たに交渉などできないでしょうか。

ぜひ、そこら辺お聞きしたいな、答弁をお願いします。

#### ○議 長

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

いろいろと住みづらさが出てきているわけでありましてけれども、それをすべて解決するとなると、やっぱり最終的に行政がすべて費用をかけてやるということになってきますので、それにはやはり限界がある。

住民の中でもそういう急患の方が難しいという事例もあるかと思っておりますけれども、企業にとってみると、それは1日職員が来て、人件費を払ってという中では、本当にその費用も全然出ないという話なものですから、町としてもこれ以上企業さんにご迷惑をかけるということにはならないし、それを頼むのであれば、町として年間の赤字補てん分の支援をしていくという考えを持たなくてはいけないと思っております。

来年の4月からは土日も祝日も走る予定でいますので、何とかこの間我慢をしていただければいいかなと思います。

以上です。

#### ○議 長

それでは、次の発言順位3番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

令和元年第2回定例会におきまして、町長に2点の質問をいたします。

1点目であります。浦臼町の今後の農業のあり方について。

環太平洋連携協定（TPP）、日本とEUの経済連携協定（EPA）の2大協定の相次ぐ発効に伴い、畜産物や乳製品などの輸入が急増しております。

4月の牛肉輸入量は前年同月比8%増の6万7,000トン、豚肉は前年同月比23%増の9万8,000トンで、単月ではともに過去10年で最多、ブドウは3から10月の季節関税がなくなったということで、チリ産だけで72%増の4,067トン、前月に続き過去最高となったそうであります。

我々は危機感を持って対策を急がなければならないと考えますが、政府は旧態依然とした規模拡大や機械化などの効率化対策しか打っておりません。

町長には、本町の農業、農村の衰退を食いとめるため、所得補償などの根本的な対策を強く国に要望願いたいと思います。

国の方針に沿って、浦臼町もスマート農業の推進を掲げていますが、中山間の傾斜地が多い本町では、農地を集積しても生産性の向上には限界があるし、何より大規模化ばかりを追い求めては、地域から人がいなくなるという厳しい現実もあります。

私は、安価な輸入品に対抗するには浦臼町にもう一つの道、高くても由来の明確な国産品を求める客層に向き合って、高付加価値化した農産物を生産し、PRすることに生き残りの可能性を模索していただきたいと思っています。

また、地域の活性化のためには、農村に多様な生産者、新規就農者を受け入れる施策が急務だと考えます。

町長の任期も残すところ1年となりました。

基幹産業である農業を今後どのように支援していくのか、考え方を町民の前に明らかにされる締めくくりの1年としてはいかがでしょうか。

町長の考えを伺います。

2点目であります。観光対策の強化について。

浦臼町では、昨今JRの廃線決定や浦臼神社のエゾエンゴサクやエゾリスの見物に交流人口が増加しています。この機会を地域の活性化に利用しない手はないと考えます。

域内経済の発展のためには、観光客に少しでも長く本町に滞在していただくなくてはなりません。

町としても、今こそ観光産業の推進、観光対策の強化を図り、交流人口の増加を移住、定住につなげていく努力をするべきではないでしょうか。

そのための一つの方法として、以前にも提案しておりますが、観光協会の法人化を検討していただきたいと思います。

法人化のメリットや役割として、1、経営の視点に立った地域経済の活性化、雇用創出を図ることができるのではないのでしょうか。

2、関連産業や行政と連携して、特産品の開発や農産品のブランド化の推進ができます。

3、旅行企画やツアー造成による誘客促進ができるのではないのでしょうか。

4、専門の職員が観光客の入り込み数を調査し、目標値を設定するなど長期の観光振興計画を立てることができるのではないのでしょうか。

5、新たな観光資源の開発、育成。

- 6、観光案内や町のPR事業。
  - 7、地域おこし協力隊の活動拠点ともなり得ると思います。
  - 8、道の駅の運営などが考えられます。
- 観光対策について、町の考えを伺います。

○議 長

答弁をお願いします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

折坂議員の1点目、浦臼町の今後の農業のあり方に関するご質問にお答えいたします。

TPPやEPAの発効など、自由貿易圏域の拡大により日本の農業が大打撃を受けていることは、議員ご指摘のとおりであります。

7月の国政選挙後には、米国との2国間自由貿易協定に一定の方向性が示されることとされており、より大きな影響が生じることを懸念しているところであります。

これらの影響が一番あらわれるのが北海道農業であることを踏まえ、町としてもこの影響が最小限となるよう関係機関と連携しながら、万全の体制を期するよう国に要請してまいります。

本町では、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、労働力不足など他の地域と同じ課題があり、その対応に苦慮しているのが現状であります。

国や道の新規就農者支援を積極的に推進しながら、町独自の若手農業者チャレンジ応援事業やスマート農業時代に対応した圃場拡大・整備・水田センサー利用支援等を充実し、少しでも若い農業者が将来へも希望を持てるように進めてまいります。

引き続き、2点目の観光対策の強化についてのご質問にお答えいたします。

近年、インバウンドの急激な増加によって、北海道においても平成29年度には279万人が訪れており、多くの海外の方を道内でも見かけるようになりました。

本町にも道の駅などに多くの方に来ていただいている状況であり、議員と認識を同じくしているところであります。

観光対策強化としての観光協会の法人化については、議員ご指摘のメリットも多く、お客様のニーズに対しスピーディーな対応が可能となり、タイムリーな事業展開が可能になると思いますが、資金、人材、労働力確保などの諸問題もあることから、現在、検討している産業観光推進グランドデザインの協議内容を参考にしながら、観光対策について検討してまいります。

以上でございます。

○議 長

それでは、1点目の再質問はございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

町長の任期が1年を残す今だからこそ、私はこの浦臼町の今後の農業のあり方について、町長と議論がしたいと思っております。きょうは町長の考えをしっかりとお聞きしたいと思っております。

牛肉や豚肉の輸入量の増加は、TPPやEPAの影響がじわじわと出てきていると言えるのではないのでしょうか。ここは町長と認識を同じくしております。

果物やチーズ、ワインなども輸入がふえております。影響を受ける農家はこれからも広範囲に広がってくるのではないのでしょうか。

このままでは、離農者の増加を招くことになると思います。農家の所得を守る対策を急がなければならない、強くそう思います。

浦臼町も対岸の火事ではないと思います。農産物の価格の低下、これは安い輸入品に引っ張られるという、そういう懸念があるからであります。

ここは町長の働きに期待をしたいところと想っているところでございます。

後半の部分でございますけれども、国連が国際家族農業年、国際家族農業を推進していること、これを町長は多分御存じだと思っておりますけれども、この考え方が私の考え方と一致しているのです、ここでちょっと紹介させていただいて、町長の考えを伺いたいと思っておりますけれども、国連は2014年に国際家族農業年としまして、2017年12月の国連総会では日本を含む104カ国の賛成で可決をしました。

10年延長するという形になりまして、2019年から2028年を家族農業の10年と位置づけたということでもあります。これは日本も賛成していることでもあります。

家族農業の10年を推進する世界行動計画には、1、家族農業強化のための実現可能な政策環境を支援していく。

2、若者を支援し、家族農業の世代間の持続可能性を確保すると言っております。

3、家族農業の男女平等と農村の女性のリーダーシップの促進などが明記されているそうです。

今まで農村を支え続けてきた女性や若者を支援しようという動きが始まっているということでもあります。

今後、各国で国家行動計画を策定していくことになるそうです。

政府のトップダウンではなく、対話をしながら農家や地域、社会からのボトムアップで家族農業の政策を実現する、この重要性も強調されたということでもあります。

記念式典では、国際農業開発基金、IFADの総裁が自由貿易によって、巨大企業による食品の低コスト化が進んだんだけど、これは持続的ではないよと言っています。

昔から農村経済を支えてきた小規模な家族農業に光を当て、そこに投資をする必要性を主張されたということでもあります。世界の飢餓を救うのは家族

農業だと強くおっしゃってありました。

それから、政策決定に携わる人々は、政策決定において家族農家の声がかき消されることが余りにも多い現状だと訴えておられたんですけども、日本のトップにも私はこの課題の認識を強く持ってもらいたいと考えています。

小規模農家の長年にわたる持続的な努力の積み重ねを国連は認めてくれた。

私はスマート農業推進だけでは地域の課題は解決しないと考えているんですけども、町長、この家族農業の推進ということについての考えをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

豊かな農村にするためには、多様な生産者がいて、生態系の保存をしたり、農家の知恵とか伝統を受け継ぐことであったりを続けていかなければならないと考えております。

浦臼町もぜひ家族農業を支援することを目標に掲げていただきたいと思えます。

そして、地域との対話を続けながら、政策決定をしていく、そのような浦臼町になってほしいなと私は考えております。

聞きたいのは、町長の軸足はどちらにあるのかということをお聞きしたいです。

機械化を進めて、ICT農業ですか、その先進地を目指す、そういう方向性で行くのか、それとも多様な農家が豊かに暮らす農村づくり、これを目指すのか、隣の町がやっているから、農協がこれを推進しているからということではなく、浦臼町としての考え方を私はきょうはお聞きしたいと考えております。いかがですか。

#### ○議 長

答弁願います。

齊藤町長。

#### ○町長（齊藤純雄君）

国際家族農業年ということで、私もほとんど初めて聞いた言葉でありまして、議員の期待にこたえる答弁ができるとは、今はちょっと思っていないんですけども、今町でやっているスマート農業の推進だったり、機械化だったり、それから若手のチャレンジ補助金、こういったものは基幹産業を農業としている町にとってはこれが唯一ではありませんけれども、必要な施策だとは思っておりますし、こういうことで今いろいろな環境の悪い中でも、若者は将来に向けてもこの地域で何とかやっていきたいと、そういう思いというか、心になればという思いでやっていますので、これはこれだと思えます。

ただ、議員が言っている、その家族農業がどのレベルの話なのかが、ちょっと私にはわかりませんし、それを排除するというつもりもないし、行政としては多くの方に頑張ってもらおうということでもありますから、そういう意味では軸足がどっち、どっちということで農業政策をやっているつもりはない

と。

これからも町の基幹産業を守るということは、当然一番の思いでやっていかななくてはいけないと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

今のご答弁はちょっと残念に思うんですけども、家族農業がどのようなものか、どの程度のものかということがわからないとおっしゃったんですけど、今まで私たち農家が綿々と続けてきたのが家族農業の基本でありまして、それを今維持していくのが大変な時代になってきているので、そこをどのように支援してくれるかということをお聞きしたかったんですけども、機械化が進もうと、労働力をどんどん入れようと、基本は家族農業なんですよ。

そこを必死でみんなが守ろうとしているところに支援をいただきたいと考えているんですけども、町はいろいろやってくださっていますけれども、先ほどおっしゃったような補助をですね。

でも、いつも思っていたんですけど、町長は何をを考えているのかなと。水田センサーの支援もしてくださるし、クリーン米にもちょっと補助金は出す、ちょこちょこことあちこちに補助金を出していらっしゃるんですけども、町としてどういう考えがあって、この補助金を出しているのかなというところの一貫性というか、そういうものを見出せなかったので、いつか聞いてみようと思っていて、今回このような質問にしてみたのでありますが、そこについてまた反論があればお答えいただきたいのと、あと私が申し上げた新規就農者ですね、多様な生産者を受け入れようという話なんですけれども、そういう具体的な施策というのが答弁には出てきていないんですけども、私は前にも申し上げたんですけども、新規就農者が入ってくるのには、国だけの補助金では足りない。

生活費がまずないのだからということで、そういう生活費の補助とか、そういうものも町でできたらいいのにと話をさせていただいたんですけども、そういう新規就農者を受け入れる体制というのを整える気はあるのかなのか、必要性は感じていらっしゃるんですよね。その点について伺いたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

農家の方が家族でやられている農家がたくさんいますので、先ほど言っていた若手のチャレンジとか、そういったものもすべてそういうところには効果といいますか効力を発する政策だと私は思っていますので、議員が言って

いた家族だけでやっている農業というのが、果たしてどのような規模のことを言っているのかというのがわからないので、先ほどの答弁だったんですけど、法人であれ、それから家族でやっている農業、すべからくいろんな方に効果がある政策をと考えているところであります。

それから、最後の新規就農については、議員のおっしゃるとおり、うちの町独自のものが無いというのは、そのとおりだと思います。

今回、近隣、月形町の事例をちょっと調べさせましたけれども、かなりやっています。

敷地も持って、そこにハウスを建てて、認定農業者というのですか、そういう方が期間を決めて技術を指導するとか、非常にすごいことをやっているなというのがわかったので、何でうちの町がそれをやってこなかったのかなという、これまでも言ってきましたように、水田農業というのはちょっとほかのハウス農業とか園芸農業とは若干ニュアンスが違って、やりづらさもあるのは当然なんですけれども、ただやれるものはあると思いますので、これからちょっとそこは職員とも話をしながら、何らかの形は出していきたいと思っています。

以上です。

#### ○議 長

ここで、暫時休憩とします。

会議の再開は、11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

#### ○議 長

全員おそろいですので、会議を再開いたします。

それでは、2番目の質問の再質問はございますか。

折坂議員。

#### ○5番（折坂美鈴君）

私の今回の質問は、2点とも浦臼町に人を呼び込むという点での発想でしたので、ぜひ新規就農者の受け入れ体制を整えるということは、ぜひスピーディーにやっていただきたいと思っておりますし、地域の課題というものを解決するためには、やはり地域の方と町長、会話をなさって、政策決定につなげていただきたいと考えております。

観光対策の強化についての再質問でありますけれども、先ほどもお話ししましたように、4月の統一地方選挙を経て最初の私の一般質問でございますけれども、選挙にはなりませんでしたが、有権者の方々に私が議員としてこれからこういうことを目標にしてやっていきたいとお話しした中に、浦臼町に人を呼び込むということを掲げさせていただきました。

それで、観光対策ということも今質問するんですけども、日本は高度成

長期があつて、人口もどんどんふえて、道路や新幹線が整備され、町も発展していったという歴史があるんですけども、もうバブルの時代も終わって、これからは日本全体が人口減少時代に突入したんだと思います。

そんな中でも、地方は厳しいんですけども、元気な町とそうでない町との差がますますこれから顕著になっていくのだろうなと考えるわけでありませぬ。

浦臼町も自分たちで自分たちの町の魅力的なコンテンツを見つけて、付加価値をつけて、発信をしていく、こういうことがまず人を呼び込む第一歩なんだろなと考えています。

まずここをやらなければ、浦臼町には未来の展望が開けないのではと危機感さえ抱きます。

観光に力を入れても人口はそう簡単にはふえないよと言われるかもしれませんが、何か面白そうな人たちが楽しそうにしている町だなど思われなければ、そこに人は集まらないし、一緒にやりたいと思ってくれる人がもしかしたらあらわれるかもしれません。移住してくれるかもしれません。

そんなまちづくりをこれからやっていかなければならないと思っているんですけども、だれがやるんだという話なんですけど、今までは行政が中心となってやればいいのか、町が有利な補助金を見つけてきて、まちづくりをやったらいいか、コンサルタント会社に任せればいいんだよと、そういう今までの考え方があったと思うんですけども、それではこれからはやっていけないと、失敗すると考えています。

観光対策にしても、戦略を立てて長期的にやっていく必要があるのではないのでしょうか。

それには、私はやっぱり観光協会を法人化して、行政も事務局としてかわりながら、ちゃんと連携してやるべきではないかと考えています。

一般社団法人というやり方がありますけれども、これは活動内容に制限がないし、設立に必要な財産も不要で、少人数の構成でできるんですよ。2人からできるんですよ。

設立しやすいということで、ぜひ法人というのを設立していただいて、そこに職員を置けばそこに雇用が生まれるわけでありませぬし、そこが責任を持って浦臼町の観光対策をやっていくという形をとるのが一番ではないかなと私は考えたわけでありませぬ。

例えばの話でありますけれども、浦臼神社にエンゴサクを見に人が集まるわけですね。リスの写真を撮るのに人が集まってきましたよね。

今はボランティアで草刈りなどの周辺整備をやっていると伺ったんですけども、ちょっと確認するのを怠ってしまったんですけど、町はそこにはかわっていないのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

私は、きちんと、神社の用地かもしれないけれども、神社は管理できない状態でありますので、例えば町が観光協会に依頼をすれば、観光協会が人を雇って管理をすれば、自然の景観を失わない、守る形でのどうしたらいい

いかという話し合いは必要かと思えますけれども、何らかの介入が必要ではないかなど、私は今考えています。

例えば、いこいの森公園ってありますけれども、あの周辺をフットパスのコースとして整備をすれば、周遊滞在型観光になりませんか。

道の駅にその観光客を誘導して、そこでお金を使ってもらうとか、駐車場に休憩施設をつくって、飲み物を提供するとか、それだけでも雇用が発生するし、お金が地元に着くと。

例えば、フットパスのコースの中に古民家があれば、町がそれを買取るんです。古民家のリノベーションとか今、はやっていますけれども、そういうのは町民に任せるとか、そこをカフェとか食堂にするとかいう企画、運営、そういうものも町民に任せる。地域のお母さんたちにここで働いてもらおうと。食材は浦臼町の農産物を使うと。

こうすることで、浦臼町内の経済が回っていくと、持続可能なサイクルができると、そういう形も考えられると思えますし、そこにいろんな人がかわれるということになると思えます。

観光協会の役割としては、情報発信力を発揮して、そこをSNSとかでPRするとか、そういう役割もあると思えます。マップをつくるとか、ツアーを造成して、そこに人を呼び込むとか、そういう連携ができないかなど考えました。

今、広告で見ましたけれども、大学生のゼミの方が古民家に物語性と価値づけを行って、情報発信をしていくということをやっていますけれども、私はそこからちょっと学ばせていただいたかなど、こういうやり方があるんだなど見て、思ったんですけれども、町長の考えを伺うとすれば、観光対策を強化することによって、町内の経済が回っていくという、こういう考え方について、ちょっとお話しさせていただいたんですけれども、どう考えますでしょうか。

長期的な戦略、観光に対してですね、何か考えていらっしゃいますか。

#### ○議長

答弁願います。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

議員が言っていることも重々承知をする部分が多いんですけれども、やはり実際に動く人の気持ち、その組織があるなしではなくて、今いる方がやってみよう、やりたいという思いだと思うので、行政はそれに本当に最大限のバックアップはしていくということは考えられます。

例えば、議員もやっておられますけれど、1%の事業についても、ああいう側面の支援をすることによって、地域に潜在的にいる何かをしたいという人たちが動きやすくなるということはあるかと思えます。

今、札沼線の廃線に伴って、駅前の整備計画を今検討委員会の方で検討し始めております。

ある程度の施設をつくるということになりますので、そこを管理する方がどうしても必要になってくると。

ですから、今議員が言われたように、観光のスペシャリストなのか、法人かどうかわかりませんが、そういった方をお願いをしながら、町の新たな魅力の観光イベントなどを企画してもらい、そんなことも一つはあるのかなと思いますけれども、今後そういった面も含めて、検討はしていきたいと思います。

以上です。

**○議 長**

草刈りの方のお問い合わせもあったんですけど、草刈りはどうなっていますか。神社の。

齊藤町長。

**○町長（齊藤純雄君）**

行政なものですから、お寺とか神社にはかかわれないということで、お話が私のところにもありましたけれども、直接的にはできないということは申し上げました。

以上です。

**○議 長**

それでは、再々質問ございますか。

折坂議員。

**○5番（折坂美鈴君）**

神社の件に関しては、直接的にできないとおっしゃられたので、さっき私言ったように、そこに観光協会なりを介在させてやる方法はできないのかなとは考えているんですが、再々質問でお聞きをしたいのは、法人化したいんだけれども、労働力とかいう話もあったんですが、そこで考えられるのが地域おこし協力隊の活動拠点としてはどうかなと思うんですけど、その法人で地域おこし協力隊を観光協会に張りつける。

今、役場の職員のような形で来ていらっしゃるんだけれども、もっと自由に動いてもらいたいと思うんですよね。SNSの発信も本当に活発にやってくださっている方もいるし、それを観光に特化して、観光協会で雇うとか、そこを立ち上げるとかでも、そこに地域おこし協力隊がこの町に残ってくれる、そういう方法もあると思うんですよね。

今、地域おこし協力隊も制度が変わって、都会から田舎へという縛りがなくなったそうでありまして、もっと多様な才能が、協力隊が来やすくなったのではないかなと思いますし、何より浦臼町に若い人が入ってくれて、地域とコミュニケーションをとってくれてという今の状態はすごい地域の人も喜んでいて、いい感じになっていると思うんですよね。

そういう方をもっと観光に特化して、ジビエだって観光に結びつけることも可能ですし、そういう方法を模索していただきたいと思いますが、地域おこし協力隊員の活用についていかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

今うちに来ている協力隊、非常に一生懸命やっておりますし、ネットでの情報発信、町のいろいろな写真なども発信をしてくれているということで評価はしております。

そういう人たちをいろんな地域のまだ動きがない人を取り込んで、新たなものができるという思いを私は持っております。

今回、補正にも入れておりますけれども、札沼線の廃線に伴う廃線記念ワインというものをちょっと考えまして、それで地域おこし協力隊が絵がうまいというので、そのラベルをちょっとかいてもらっている最中でもあります。

いろんな活用ができるのかなと思っておりますので、そういった面も含めて、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

次に、発言順位4番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第2回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思っております。

まず、町長に2点お尋ねをいたしますが、1点目、本町における人口動態とまちづくりとしております。

平成31年度の町長の執行方針の中には、浦臼町の人口に関して、4カ所からのその影響について述べられております。

言われるように、平成20年を境に人口は大きく減少に転じていると実感をしています。

今後のまちづくりを考えるときに、人口減少を深く読み込み、町の施策の立案に当たらなければならないと思っております。

今、ランドデザインにおいても、その一つ一つについて、人口問題としっかり向き合わねばならないと考えております。

20日にもそうした点での学習会、説明を受けることとなっておりますが、今回の質問にあっては三つお尋ねをいたします。

一つ目でありましてけれども、事前調査の域なんですけれども、町民にも広く理解をしていただければという思いで、本町におけるこの5年間の年次ごとの総人口、出生者人口、死亡者数、それから転出者数について求めております。

二つ目に、来年度JR廃線を現実視する中で、町の公共交通の位置づけ、どのような日程を組み立てているのかをお尋ねいたします。

三つ目に、人口減少はいろんな影響を及ぼすこととなりますが、浦臼町における両診療所、ここにもいわゆる受診動態のこととして、その経営にも直

接影響があるのではないかと考えていますが、その認識についてお尋ねをいたします。

添付した資料については、プレス空知が2015年3月に人口動態を2012年の現状と2040年、この先20年後の人口推計を載せていました。

私たちが今後の浦臼町をどうつくるのかをともに考えることができる材料でもありますし、貴重な記事だと考えており、あわせもって提示をしつつ、質問をいたした次第であります。

二つ目の質問は、ジビエ de そらちについてであります。

第1回定例会においても、私、この質問を起こしておりましたが、やりとりの時間でかなり最終的には性急的なやりとりになってしまった経過があります。その議論を踏まえながら、質問を起こしたところであります。

微生物における高度減量化システムの再考を求めるとしてありますが、一つ目にこの建設場所、今も敷地内で工事が進められ、やや地下部分、それからドライ部分ができ上がりつつあります。

私たちは、今までの中で図面を提示され、見ておるわけですが、現実、形になりますと、もう少し上流部にはならなかったのかという素朴な疑問がありますので、それが1点目。

二つ目には、処理施設から出る廃棄物は有料とすると第1回定例会以前の説明、それからそのときに説明がなされており、第1回定例会では町内外の数量の把握を正確にして、アイマトン社との単価についての協議をするとの内容で答弁でありました。その協議の結果はいかになっておるのでしょうか。

三つ目に、猟友会との連携について、協力隊員の皆さんともどもどんな会議でどのようなことが今までの中で協議、確認されておるのでしょうか。

四つ目に、エスパス菌とするこの減量化システムは、生ごみの分解を促すために開発されたものと私は理解をし、今焼却によりコストを低く抑えるために普及されようとしています。

自然界にある菌だとの説明もされておるわけですが、分解促進が加速度に行われるものと理解をしています。

そのことは一方では菌の自然界にある密度より非常に高く、一般処分場への廃棄は排水とともに処分場域外に流出されるのではないかと考えます。

これは、さきの1回定例会でも質問があったところですが、CWDが学術上、正確に解明されていないことから、排水の隔離、廃棄物については焼却が安全だと私は今でも思っています。

ぜひ、この点について再考を求めるものであります。

以上について、質問をいたします。

#### ○議 長

答弁願います。

石原課長。

#### ○総務課長（石原正伸君）

牧島議員の1点目の質問にお答えいたします。

過去5年の人口動態についてですが、住民基本台帳における事由別人口移動の状況は、下記の表で示すとおりであり、平均で毎年約3%の人口減少率となっている状況でございます。

次に、公共交通の位置づけ、日程に関するご質問ですがけれども、令和2年5月6日のJR札幌線廃線に伴う代替バスの円滑な運行を推進するため、本年5月21日にJR札幌線代替バス運営協議会を設立いたしてございます。

協議会の構成員は、月形町、当別町、浦臼町、代替バス運行事業者、北海道開発局札幌道路事務所、道庁及び振興局の交通担当者となっており、今後の代替バスの運行に関しましては、運営協議会で全体の調整を行い、細部につきましては各地区の地域公共交通会議で検討し、決定する流れとなっております。

今月末に浦臼町地域公共交通会議を開催し、検討する予定となっておりますけれども、令和2年4月から浦臼町から石狩当別間の代替バスの運行に向けて調整をしている状況でございます。

次に、人口減少が両診療所に与える影響についてのご質問ですがけれども、一般的に考えますと、患者数が減少すると考えられます。

したがって、診療所の規模や診療体制に変更がない場合は経営は厳しくなることが想定されますので、今後指定管理者とも十分協議を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

#### ○議長

次に、2点目の答弁をお願いします。

横井課長。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

2点目のジビエd e そらちについて、システムの再考を求めるというご質問にお答えいたします。

一つ目の施設建設の位置について、現在よりも上流部にならなかったのかでございますが、整地されている敷地の中で最も最終処分場に近い位置に決定しております。

二つ目の減量化施設へ搬入される残渣の数量についてでございますが、減量化施設は2棟設置し、食肉処理施設から排出される残渣とそれ以外のものについては、それぞれ別の施設に搬入することとなりますので、それぞれの数量については明確に把握することが可能であります。

また、食肉処理施設から排出される残渣の処理に関するアイマトン社の負担については現在協議中であり、施設の設置条例案を上程する予定であります第3回定例会の前のできるだけ早い時期の合意に向けて取り組んでまいります。

三つ目の猟友会との連携についてでございますが、本事業を担当している道派遣職員並びに地域おこし協力隊員は、ともに猟友会に所属しており、日ごろの活動を通じた連携を図っております。

また、今月8日のエゾシカ一斉駆除事業後には、猟友会会員を対象としたジビエ事業の説明会を行い、10名中9名の参加をいただきました。

事業内容並びに施設の運用等について説明を行い、改めて事業への協力をお願いしております。

説明終了後の意見交換の場では、減量化施設にはアライグマなどのエゾシカ以外の駆除個体も搬入できるようにすべきとの意見などをいただいております。

最後に、減量化後の残材の処分に関するご質問ですが、食肉加工施設を経由しない減量化後の残材については、隣接する最終処分場で被覆材として再利用すると計画してきました。

最終処分場から発生する浸出水については、処理施設で適切に処理されていることに加え、エスパス菌は自然界に由来する菌であることなどから、自然環境に悪影響があるものではないと考えております。

しかしながら、年間に発生する残材の量を考慮し、事業系一般廃棄物として処理する方法についても検討してまいります。

以上でございます。

#### ○議 長

それでは、再質問ございますか。

牧島議員。

#### ○7番（牧島良和君）

まず、人口動態についてであります。

多分、お答えの方が、私は表をいただいているのですが、町民の目線からすれば、その数字ってというところになるのだと思いますし、私もこの間、人口あれこれの議論は協議会も含めて、町理事者の皆さんともいろんな観点でご報告をいただいたりしております。

私が問題とするのは、自然減、これはやっぱり年々再々の自然出生、ここでいいますと10名から6名の方々がいらっしゃると。

それから、亡くなる方、これも残念ながらいらっしゃって、表ではこの5年間では25名から39名の方々がそれぞれ26年から30年度の間で亡くなられているということです。

一方、転入者も、ああ、これほどにいらしたのだなと思っているところですけれども、転入者は新しく採用されたり、それから年々再々でいえば教職員の皆さん方も含めて転入者ですから、転入者の数としてはカウントされると、これが42名から60名という数字になっています。

それで、やっぱりもう一つ大きな問題点はここでも示されている、私もお聞きした転出者の数なんです。

それで、ペーパーを見られていない方、ここがどうなのかということなんです、改めて私も今回求めたのは、このことがどうなのかと。今後のまちづくりにどう影響していくのかということなんです。

転出者の数は、ここでは高校を出られて就職するという方もいらっしゃい

ますね。それはそういう意味でいえばトータルとしてカウントされるわけだけれども、年、10人ないし20人の方が高校を卒業すると。今はまだ少なくなっちゃう、10人前後です。

それを差し引いても、26年度での転出者は75名、27年度で80名、28年度で107名、平成29年度で66名、昨年度で81名と、こうなっています。

私ども、今回選挙がありました。有権者名簿を見る限りでも、高齢者の方々が滝川市に転出。選管ですから3カ月に1回なのかな、その見直しの中でそういう数字が滝川市だ、砂川市だ、札幌市だと。高齢者の方々いなくなっています。

お子さんのところへ行かれるのか、身内の方にやっぱり頼りにして行くということでの転出なんですね。

ですから、前回の定例会もそうです。今回も多くの質問がありますけれども、人口動態の中で自然減少、高齢になって転出するという、このところの問題点をもっとリアルに正確にしていく必要があるのだろうなど、町として。私たち自身も。それはどうしてなのか。

買い物ができないからだろうか、病院が遠いからだろうか、交通の体系が悪くて病院に行けないのか、そのところをもう少しえぐり込まないと、このまちづくりの基礎は固まらないのではないかと思うんです。

私もこの年になりました。18歳で農業を始めて、20年、60年。二十、40歳、60歳と、こう時間過ぎていきますね。

私自身、20年、20年のスパンというのがあるのではないかと思う。勉強するまでが二十まで。40歳まで、皆さん方ね。大いに学習していただいて、そして40歳以降60までの定年、あるいは一定の時間までの中で、どう人生を構築するか、どうまちづくりに貢献するか、どうまちづくりに自分の力を発揮するかと、こういうところだと思うんですよね。

そう考える私は20年、20年、20年時間だと思うんです。

私も今60の時間を過ぎていきますから、今後の時間の中でどうすれば住みよくなるのかな、そういう視点でこの問題も起こしています。

ですから、この転出者数というのは、報告いただいたように、町民にももっとリアルに、これは議会広報にも載せたいと思うけれども、年間75人から107人、大きいですね。

だから、迎え入れることの努力もするけれども、はるかに大きいこの数字を、やっぱりどう読み込むのか、そういう視点で私、改めて訴えさせていただきましても、町長、このところ、今後どのようにえぐり込むか、この視点でご答弁をいただければと思います。それが一つ。

それから、公共交通の位置づけについては、後段でもまた議員が質問されますので、それ以上の求めはいたしません、今の大きな町民が自立することでの利便性の図りよう、これは尽くしても尽くしても尽くし切れないほどの仕事の量としてあるのではないかなと、それだけ述べておきます。

二つ目の質問ですが、以前内科診療をずっと指定管理、そして歯科診療所も指定管理の今、中にあります。

さきにも質問ありましたが、かつて診療所を運営するときに、ちょっと正確でないかもしれませんが、1日60人ないし70人の患者さんが来所していただければ、経営としては成り立っていくという話をされていたことがあります。

もうかなり時間がたっていますから、今医療制度も改悪に次ぐ改悪と私は理解しますが、点数制を含めて非常に経営が大変になっている状態ですから、どのくらいの来所者数を迎えると経営として成り立つのか、町が読み込む数字、それから歯科診療所も今、週2日になっています。

私も歯のメンテナンスに行きたいと思いつつも、まだ行っていませんけれども、一段落したときにはメンテナンスに行きたいと思えますけれども、やっぱり歯科診療所とても週2日の中で一定のスタッフを抱えて運営をしていくというのは、それ相当の努力ではないのかなと私は思っています。

ですから、考えるところのデータとしてあれば、1日当たりの来所数、これくらいが経営限界なんですよというところがわかれば、今教えていただきたいと思います。

以上、まず2点伺います。

#### ○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

国が平成27年に地方創生をやって、ことしで前期の最終年、5年目です。

結果、国が言っていることは、東京一極集中だけが增加して、ほかはすべて減という、そういう発表でした。

今後、国が考えるのは、職業の副業化というのですかね、都会で働く人が月に何回か地方に行って、地方と関係を持ちながら勤務すると、そういうのを進めようとしております。

ただ、私的には、やはりどうやっても多分減るのだろうなど。国も今後50年とか100年後には日本の人口が5,500万人ぐらいまでは、もうしょうがないのだろうということを言っていますので、本町においてもある程度の減りよう、それからどこかでとまると思えますけれども、そこまでは減るのだろうなど。

ただ、その減り方をいかに少なくするか、そして今言われたように高齢者のみならずですけれども、何とか浦臼の町に少しでも長く住んでもらえるような手だてを私たちは考えていかななくてはならないと。

ただ、最終的に高齢者が子供のところに行くとか、いろんな理由で決定をする部分については、なかなか自分の立場としても、残ってくれということは言えますけれども、それ以外はやっぱりその親子関係になってくるのかなと思います。

ただ、まだ町でできることもあろうかと思しますので、そこは転出される方をなるべく少なく、そのスピードを減らすようなことはこれからもしていきたいと思っております。

○議 長

もう一点は、病院の経営できる人数というか。

○町長（齊藤純雄君）

数字的には、ちょっと担当の方から。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

牧島議員のご質問にお答えいたしますが、経営のその成り立つ基準については、大変申しわけないんですが、両診療所のどの程度の部分の患者さんが来ればという数値は、申しわけないのですが、町としては押さえておりません。

ただ、毎年の経営状況は厳しいというのは、それぞれの決算報告をいただいている中では承知しているところでございます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

町外へ転出する方々、それぞれの事情もあるでしょうけれども、やっぱり町が公共交通含めて、そこにどんな手当てをするか、これは自治体として町民に果たすべき基本的な仕事ですよ。

ですから、先ほども前段の答弁にもあったように、やっぱり未曾有にそこにお金があるわけではないですから、どう選択し、どう進めていくのかということだろうと思うのです。

したがって、そういう点でいえば、やっぱり出られる方に聞くというわけにはいかないけれども、今回のグランドデザインもまだ私も全部読み込んでいないけれども、これをやっぱりどんな形、うちの町の形にするのかといったときに、基本はやっぱり今いる町民の方にどこが不自由でどんなふうになれば住み続けられるという、やっぱりそうしたことを聞き取る、あるいは数値にするという作業をデザインとしての進めようは進めようとして、住民がどう思っているかというのを、もう少しリアルに受け入れ、数値化していく、データとして取り上げていく。そのことを政策にしていくということではないと思うんですよ。

これはやっぱりぜひ進めていただきたいと思うし、やっていただきたい。

それで、やっぱりアンケートのとり方も非常にたくさんあるだろうと思うんですけども、私も今しようと思っているんですけども、郵便局の委任

払いとかというのをやれば、もっと直接回答としてそんなに町内会長さんも含め、お手数、煩わせない、班長さんを煩わせないで意見を集約できるのではないかなと私、思うんですよね。

やっぱり一つの方法として提案しているわけですが、私も今後やりますけれども、やっぱりまちづくりの観点として、広く町民の意見を聞くということを基本にしないで私は述べながら、そういう方法もあるということなので、ぜひ参考にさせていただいて、意見を聞き集めるというところに努力してほしいんですが、そのことについてどうですかということで質問をします。

それで、私、プレスの記事でもってデータとしてつけていますけれども、これ言うの忘れまして。

2012年の段階で、浦臼町は2,176人ですよ。それで2040年、このときでデータとして推計されているのは1,163人と、こうなっているわけです。

そういう人口のもとで一自治体としてどう形づくるかというのはすべからず大きな課題だろうと思っていますので、次回の広報にあっては答弁のやりとりを含めて、より正確にわかりやすくお伝えできればという私の思いもありますけれども、あと推計の点では今突然の質問だったので申しわけないですけれども、指定管理業務のそれぞれのやりとりの中ですから、胸元にえぐり込むことにはなりませんけれども、やっぱりざくばらんな話の中で、このぐらいだよという話に、ぜひ、そういう視点でとらえていただければなと思うんですよね。

私も内科医のところでは診療所の前で何人来ただろうとカウントしているわけではないので、やっぱりそこら辺も日常のこととして、もう少し指定管理のかかわりでいえば、とらえていただければなと思います。

意見と、それから一番初めの質問について、そういう方法もありますよということで、どうですか。

#### ○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

いろんな問題があって、当然住民総意のことを前提に考えなくてはいけない。

それから、きょうの最初の質問の東藤さんのやつもそうですけれども、休養村センターをどうするかという目の前の問題がありますし、町としては町民の声を聞きながら、ただ新しいものを建てる時に、その身の丈というのですかね、これからの人口数も含めた身の丈、それから将来の町の負担にならないというか、負債とならないような、そういう視点も非常に重要です。今議員言われたように、それを見やすく数値的にあらわす。

そして、また住民にいろんな機会をとらえて意見を聞くと、そういうこと

はこれからもしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

それでは、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

会議の再開は、午後 1 時 3 0 分といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 4 分

再開 午後 1 時 2 5 分

○議 長

予定時間前ですけれども、全員おそろいですので、会議を再開いたします。

それでは、2 点目の再質問ございますか。

牧島議員。

○7 番（牧島良和君）

若干、予定する傍聴者が見えませんが、よろしいでしょうか。

期待をしながら再質問を行います。

前回の第 1 回定例会のときに、石原振興課長の方から、このようなお答えをいただきました。

国の方では、法整備という部分では手つかずの状態になっています。

また、特段国がこれに対して正式な何らかの取り扱いマニュアルですとか、それに伴う必要な法整備というのは現段階ではございませんと。

それから、そうした使う手段について、その辺の懸念もございますので、そのあたりはしっかりと整備して、安全に運営していきたいと思う、こうお答えをいただきました。

私は最終的に求めるのは、この周辺の管理のしよりの法整備について、安全性が特に問われている。一般町民からも、また今回の選挙戦の中でもこれらに対する疑念、疑問の部分が私たちのやりとりをどう伝えるかという前提もありますけれども、町民からすればまだまだ安全性について不確実だという、やっぱりそういう側面が大変あります。

それらを受けて、私自身も再度この場で訴えさせてもらうのであります。

前日も焼却についての議論もありましたが、そこまではしないことでの答弁ということでございます。

今、今回答弁をいただいた中で、まずちょっと何点か、3 点ですか、ちょっと改めてまたお聞きをしたいというところがあります。

それは、1 点目、お答えいただいた中で、施設の位置については、そういう処分場への近いところ、だけどまだ上にもできたのではないかとは思いますが、そのお答えとしてお聞きをいたしました。理解をしました。

次の 2 点目の施設の内容なんですけど、食肉施設から排出される残渣とそれ以外のものについて、その前に前段で減量化施設は 2 棟つくりますね。コンクリを巻いた施設を 2 棟つくります。

そして、食肉処理施設から排出される残渣とそれ以外のものについては、それぞれ別の施設に搬入することとなりますのでということは、処理施設を通ったものは1棟のD型の減量化処理施設。

また、食肉処理施設、そこから出ないものはまた別の残渣処理施設と理解をするわけですが、そういうものではなかったのではないかなど。

二つあるということは、時間を持て1日800、満タンになれば、それ相当のものになるのだけれども、1棟目に一定の数量を入れて、減量化を進めるのに時間が二、三日といえかかるから、その二、三日かかる間にもう1棟の方にその後また入れるよと。

先に入れた減量化施設の部分に一定の処理が進んだら、次にまたそっちへ入れるという、どっちにしても加工処理施設から出る部分を1棟、D型、2棟目のD型、交互にこう入れると私は理解していたんですけれども、このお答えからすると、処理施設から排出された残渣とそれ以外のものについては、それぞれ別の施設に搬入しますよと、そういうことだったのかなど。そのところ、まず一つ目の確認です。

それから、アイマトン社との協議はまだ時間がかかるので、これからだということはわかりましたが、もう一つ、最後に減量化、残滓の部分、残滓進めていって、残滓として残る処分に関する質問について、食肉加工施設を経由しない減量化後の残滓は隣接する最終処分場で被覆材として再利用します。

サンドイッチで処理するのだろうと思うんだけど、その埋設するものの被覆材で中間的にまた入れるということというのは、そういうものではないのだろうかと、一般廃棄物が入って行って、それがシカの経路しないものであっても、それはサンドイッチで処理をしていくことになるので、ここで被覆材として使うということがどういうことなのかなと思うのが二つ目なんです。

それで、そのこともあわせて次にお答えいただきたいと思います。

それで、今までの議論は、私どもが枝幸町に視察に行った経緯で、自然発酵させて処理をするという施設からもう一步進んで、エスパス菌という菌を使って処理をするということでの変貌というか、施設のシステムからすれば進化した形だとは思いますが、それが一方では前回も述べたように、シュナード菌なるものとして、発見されて、それが前回も言いましたけれども、食物残渣を処理するために使っていると。

もともとはグループの中で、熊谷グループだったかな、そういうところでもって、その生ごみ処理をどうするかというところに使われていたシステムなんだよと。

だけど、そのシステムをこの減量化施設にも使うようになってきていると。

それで、以前のお答えで、枝幸町での一定のテストケースを踏まえながら、このエスパス菌をつくった熊谷グループのこの菌をもってやる方がより即効的にできると。時間をかけないで骨までも溶かしてしまうと、なくしてしま

うというところで、道内10社、今10カ所をやっていると。深川市は入っていないから、深川市はまだその後のこととしても、この報告では10カ所でやっている実績があるからという話なんです、それがお答えいただいたように、道の26年度の報告文書、いわゆる減量化施設の報告文書以上のものはあるのか、ないのかといたら、ありません。

むしろ、枝幸町でつくられたものがより内容的に豊富だし、深みもありますよというお話でした。

それで、お答えをいただいた中から、枝幸町でいただいた資料には、野生シカ類に見られる病原菌、原虫と耐熱性ということでの文言があって、非常に小さくて、私、拡大して今見ているだけけれども、ここで言う野ウサギ病、ダニ媒介としたもの、それからQ熱病、それからCWD、これらはクエスチョンついていて、それからシカにいたプリオン、CWDについても不可というマーキングがされているわけですよ。

枝幸町のデータでそれが出されているだけけれども、道としてそれではそれに追従する枠組みというか、安全性を担保する資料というのは、それ以上のものはないんですよ。

そうしたら、道は枝幸町ので参考にしてくださいとするのか、興部町も試験的にやっているから、その試験データでOKなんだから、道の立場もそれでいいですよと言ってしまうのか、それってちょっと違うんじゃないと思うんですよ。

最後に先ほども言ったように、答弁の中でまだ国としても法整備していないということを述べられているわけですから、その安全性についても、まだどこに問題があって、どの部分を解決しなければならないとか、どこをもっと保健所を含めて、協議、検討しなければならないというのは、私たちにはまだ道の資料としては何もありません。

そこで、今言っているように、前回の答弁でいえば安全に十分注意してやりますよといっても、言っているだけの話で、事が起きたら何も担保するものがないんですよ。保証されるものもないんですね。

そういう意味で、大きく今ちょっと時間かかったけれども、お答えをいただいたものから二つ質問をさせてもらいました。

それから、私が今言った国の制度、仕組みとして、ここが問題だからここをどうしなければならぬというものは、私たちにはまだわからない。

枝幸町のデータには出ているけれども、わからない。何もそれは道の死角というか、道としての形づいたものではないと、私は思うんですけれども、前回の質問の延長線上みたいなものになりますけれども、3点についてお尋ねと、私の意見に対してご答弁をいただきたいと思います。

#### ○議 長

答弁願います。

横井課長。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、減量化施設の件でございますけれども、減量化施設 2 棟設置いたしまして、仮に A と B にしますけれども、A の方については食肉処理施設から出た残渣しか入れません。

B の施設については、それ以外のもの、食肉加工施設を通さないものしか入れないと想定しております。

これは最初からそう想定しておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

それから、残材の関係でございますけれども、当初、最終処分場の方に埋立土のかわりというか、埋立土として使おうと思っておりましてけれども、実際年間に発生する残材の量をもう一度精査しまして、そこに被覆材として使用するのがいいのか、それとも事業系の一般廃棄物として出すのがいいのかというのを今再度検討させていただきたいと思っております。

それから、CWD の関係なんですけれども、議員のおっしゃっているとおり国とか道とかではまだ CWD について何かの方針なりが出てきたということは今のところございません。

前回お答えさせていただいたとおり、安全に留意して処分させていただきたいと思っておりますけれども、CWD 自体の発生例が日本国内ではないということと、道、国の見解では CWD にもし仮にかかったシカがいた場合、自然界の中で淘汰されて、例えばハンターさんが撃つとか、そういうところにまであられないのではないかとされておりまして、そういう観点からいくと、町の減量化施設にそういう病気になったものが入ってくるということは想定されないと今のところ考えてございます。

以上でございます。

#### ○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

#### ○7 番（牧島良和君）

今言う減量化施設の 2 棟というのは、初めからそうだという言い方なので、私自身の理解の仕方がそうでなかったのだなと、今思わざるを得ませんけれども、いわゆる上下水道のポンプ施設とかそういった事故があったときに、あるいは交互に挿管して使うと、そういう位置で私は減量化施設 A、B を見ていたので、そうは見ていなかったの、入ってくる原材料を二つの A、B でもって 800 頭、あるいはアイマトン社の 1,500 頭の 100% ではないけれども、骨類の分をこっちに、A に入れて、次には B に入れて、減量化が進んだときに、また A に入れてと、そういう交互的な使い方をすると、私は思っていたんですけど、そもそもが違うんですね。

そうしたら、そのところはわかりましたけれど、そうすると、ちょっと今頭で計算できないけれども、800 頭、それから 1,500 頭をそういう利用の仕方をすると、処理施設を通らない、例えば打ちどころが悪くて、も

う全然この1頭は使えないわというのも仮に持ち込まれたときに、町外からは来ないけれども、町内でもしそういうものがあつたときには、それよりのところに真っすぐ入れるということでの理解なんだと、そういう理解しなければと思うんだけど、アイマトン社が減量化施設を通さないで、処理施設に入れる原材料というのはどこでどうなるんでしょうね。

入り口では僕は簡単に数やその重さというのはカウントできると思うから、そこでもってあと減量化施設はどっちを使おうが何も構わないなどは私は思っていたんだけど、カウントするのは入り口でその量をカウント、簡単にできるし、例えば枝肉で入ってきたときに、半割りで肉としてとれる部分が1頭、皮をそいで、枝肉できたときに、30キロありましたよと。骨身の部分は10キロありますよという、そういう単純ないわゆる指標とするような計算、あるいは何か割って、それで物も入ってくると、来たときには、もう減量化施設を通ったものとして、処理施設を通ったものとしてカウントするので、真っすぐ食肉加工施設を通らないで、真っすぐその処理に向かうシカってよそからどんなものか来るんでしょうかね、ちょっとわからなくなりましたけれども、再度お尋ねをいたします。

それから、いわゆる被覆材として再利用することでのお話をしつつ事業系廃棄物の道筋も検討の域のように今お答えを先にいただきました。

これを事業系とすると、さらにどんなことが予想されるのでしょうか。一般廃棄物処分場だから、よそに出しますよという理解でいいのかな。

そうしたら、よそに出したときにはせっかくうちに処理施設があるのに、今までそこでやるから費用がかからないのだと言っていたのが、事業系ということになると、また別に出費の部分が出てきますよね。

それは予想されることとして、どのくらいかかっていくとかということも、まだ全然今まではない話なので、どんな負担が出てくるのかということですよ。

今のことをお聞きしながら、前回もお話ししたけれども、私はそういう物のルートも大事なんだけれども、生ごみを処理せんとしたこのエスパス菌が何でそういう開発をしたかといったら、ネットによると、食物残渣がありますよ。

食物残渣は、今いろんな添加物、1人、1年間、粉末にしる液体にしる、4キロから食べているというのですね、知らないうちに。

それが、僕は人間の体をむしばんでいると思うんだけど、それは別の話として、4キロから食品添加物なるものがどんどん投入されていると、国民1人当たり消費するのに。

それが入るために、食品の腐敗がしにくくなっている。腐敗がしにくくなってきた結果、このシュードモナス菌というものを1872年に彼が発見して、そしてそういうものを使った資材をこれまた日本の業者さんが考えてつくり出したのが、このエスパス菌なるものだ。

エスパス菌は、このシュードモナス属とする、そういう細菌、自然の中におるんだけど、かなり濃縮して培養液で高濃度化して、そして浦白町の

施設に月8万円だったかな、それで入ってくると。

それで、メンテナンス料を含めて8万円が入ってきて、年間106万円、そういうものでもって腐らせるわけですね。

それで、ここに書いてあるのは、そういう菌であるから、体の極端にそれを扱う人が体力が弱まっている人とか、そういう人はその菌に冒されやすいと。

だから、言っているように、マスクをなさいとか、手袋をなさいとかとなるわけですね。

だけど、今マスクも手袋も経験上、あるいは実験経過の形として、興部町でも、それから今やらんとしている10カ所のところでもやっている。

これはそこのところの指標で、あるいは考え方としてそういうことをやりなさいと言われてるので、国の安全基準を土台にしながら構築したものにまでは行っていないのですよね。

ですから、私は今の前段のことを聞きながら、今の疑問符をやっぱりどう整備するかということが、2回目の再質問でも言ったように、安全が担保されていないのですよ。

ここはやっぱり副長を含めて、道からご要請をいただいて、要請を強く言って、それで2年間おこしいただいた車田さんと道の連携をとって、やっぱりこの2年間の中でその安全対策について、やっぱりしっかりと構築してもらおうと。

これは今の時点ではまだ努力しますの範囲で起きても知らない話になっちゃう。知らないことはないだろうけれど、どこに責任がというのは見えないんですよ。

ですから、これ、ぜひ2年と言わない、1年の時間の中で、道とのかかわりで大きなパイプ役を町としては得たわけだから、そこを整備できていないというのが1定でのお答えですから、しっかりとそこのところを組み立ててほしい。

これ、ぜひ約束してくださいよ。そうでないと、今現地で、地域でやっぱり安全性、それから町内の中でも安全性どうなっているということに答えることにはならないと思うんです。

少なくとも、やっぱり10月の開始、それで2年間の中では道との関係でできた、そういう自信を持って言える施設にしてほしい。

私の2点ほどの質問と最後の問いに対して、しっかりとお答えをいただきたいと思います。

**○議 長**

答弁願います。

横井課長。

**○産業振興課長（横井正樹君）**

減量化施設の件についてお答えいたします。

食肉施設を通さないものにつきましては、現在想定しているのは浦臼町内

の猟友会のハンターさんが撃ったものを直接減量化施設に搬入するという  
としか想定しておりません。

その場合、Aの減量化施設から出た最後のごみについては、一般廃棄物と  
なります。

食肉加工施設を通して出てきたものについては、最後の処分が産業廃棄物  
ということになりますので、最後のごみの処理の方法が変わってきますので、  
そこを一緒に施設にしてしまいますと、産廃なのか一廃なのかというところ  
が出てきますので、あくまでも食肉加工施設を通すものについてはBの方し  
か入れない。

それで、Bから出てきたものについては産廃なので、産廃として最終処分  
するという計画で現在おります。

それと、アイマトン社の方に入りまして、全く使えないというものに判断  
したものについても、基本的にはペットフード、何かに使えるとお話して  
おりますので、必要な部分をとって、出していくと。それについてはあくま  
でもB棟の方に入れると。

なので、アイマトンの食肉加工施設に入ったものがそのまま外に出て、A  
の方に入っていくということは全く想定していません。

Aの方に入るのは、あくまでも浦臼町内のハンターさんが食肉加工施設を  
通さないで、ただ単に処分したいというときに使う施設だと判断しています。

それから、2点目の事業系廃棄物の関係ですけれども、議員ご指摘のとおり  
一般の事業系廃棄物ということで、最終的に焼却処分していただくという  
想定でおりますので、そこには費用がかかってくるものと思っております。

ただ、現在まだ稼働していないところもありまして、年間、事業系の廃棄  
物として出てくるその最終的なごみの量がどれぐらいになるかというのが、  
まだ想定できておりませんので、その辺の費用がどれぐらいかかるかとい  
うのは今の段階でははっきりと申し上げることはできません。

最後に、エスパス菌についての安全の担保といいますか、道もしくは国  
の方の安全性の基準ということにつきましては、今後道と協議しながら、その  
辺をつくっていただくようにしていきたいなと思っております。

先ほどおっしゃられたように、今車田主幹、道から派遣されてきておりま  
すので、窓口になっていただいて、その辺を今後詰めていきたいなと思っ  
ております。

以上です。

○7番（牧島良和君）

終わります。

○議 長

次に、発言順位5番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

第2回定例会において、私の方から町長に対し、質問1点、1点について

は提言的なものでありますけれども、させていただきたいなと思っております。

1点目の質問でございますが、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）であります。本町の現状についてお伺いしたい。

農業者の高齢化が今後さらに進むことが考えられる。農業者の確保、新規就農者への取り組み、農地保全の維持に向けて、本町として今後どのような対策をとらなければならないのか。

1点目として、年代別の農地保有状況をお伺いしたい。

2点目として、将来に向けての問題点、課題は何かをお伺いしたい。

3点目として、本町として今後どのような対策を考え、農業維持、保全を考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目に、提言という形になるのかどうかわかりませんが、道内における浦臼ふるさと会の開催を考えてはどうか。

本町出身者との交流会、情報発信の場として、東京浦臼会があり、長期にわたり有意義な交流を進めております。

道内においても、さまざまな市町村において活躍されている方々がおり、ふるさとを応援したいと考えている。

定年後にはふるさとで暮らしたいと考えている方々もいらっしゃると思っております。

そのような方々のためにも、ふるさと会を道内で開催し、情報発信や交流の場とすることによって、本町への応援をお願いする場を設けることも今後必要と考えるが、いかがでしょうか。

以上、2点であります。

#### ○議長

答弁をお願いします。

横井課長。

#### ○産業振興課長（横井正樹君）

柴田議員の1点目、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の本町の現状に関するご質問にお答えいたします。

一つ目の年代別の農地保有状況についてですが、20歳代は3ヘクタール、30歳代は486.8ヘクタール、40歳代は367.7ヘクタール、50歳代は954.2ヘクタール、60歳代は853.9ヘクタール、70歳代は344.4ヘクタールとなっております。

二つ目の将来に向けての問題点、課題ですが、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足、労働力不足など多くの課題があり、農地の有効利用や継続可能な経営、地域農業を支える担い手の確保など、個々の農業者の安定的な農業経営とともに、地域農業全体が維持持続できるかが今後の問題点ではないかと考えます。

三つ目の今後どのような対策を考え、農業維持・保全を考えるのかですが、スマート農業の推進や基盤整備による圃場の整備、人・農地プランを活用し

た農地の利用集積・集約化を一体的に進め、課題等の解決に向けて取り組んでまいります。

以上です。

**○議長**

2点目の答弁をお願いします。

石原課長。

**○総務課長（石原正伸君）**

2点目のご質問にお答えいたします。

本年6月2日に、第27回東京浦臼会が東京都恵比寿で約65名の方々の参加者で盛大に開催されてございます。

また、近年では北海道フェア in 代々木での農産物直売の実施など、ふるさと浦臼町を遠方よりPR応援していただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、北海道内に在住で浦臼町を応援していただいている方々も多いかと思っておりますので、地域住民の方々から情報提供をいただき、札幌地区のふるさと会の設立に向けて、今後努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長**

それでは、再質問ありますか。

柴田議員。

**○3番（柴田典男君）**

きょうの一般質問の中では、私を含め、先ほど午前中に折坂議員の方からも本町の農業をどうするんだということで一般質問がございまして、町の方からそれぞれこういうことを考えているんだというお伺いをいたしました。

私も違う視点からの今回質問でありました。

今の課長の答弁の中で、1文、多分読み忘れたのだと思いますが、特効薬がないというところがあるものですから、この対策に特効薬はないんだよと言おうと思ったら、その部分だけ言わなかったので、言う効果がなくなっちゃったのですが、危機感なんですね。

農業に対して、今本町の役所としてどういう危機感を持っているかというところを私はお伺いしたいと思って、この質問に至りました。

ですから、この答弁は非常に教科書どおりの答弁なんです。

本町としてどうなのかという、本当にとらえているのかなというところをお伺いしたかったのですが、非常に残念です。

ですから、一つ目の質問で、年代別の面積を教えてくださいといったときには、これ、できればまず5歳単位、そしてそれぞれの5歳単位の中に戸数が何戸あるのか、何名の農業者がいるのか。

それぞれの年代の中に後継者がいるのか、いないのかというところまで、実は答弁を求めていたんですが、今回これは含まれていないですが、どうでしょう、これはお答えできますか。

これで再質問終わっちゃいますか。

○議 長

いや、続けて質問してください。

○3番（柴田典男君）

それ1点お聞きすることにします。

それから、結局、ですから、後段でこれからスマート農業の推進や基盤整備事業による圃場の整備、人・農地プランを活用した農地の利用集積、集約化を進めたいと。本当に教科書どおりなんです。

これ、スマート農業の推進であったり整備事業ということは、既に中堅どころがこれから農業をやっていかうということで、圃場をでかくして今話題になっている農作業の自動化について取り組んでいきたいと。確かにこういう方々は意欲的にいます。

私が問題にしたいのは、先ほど言った60歳代で853.9ヘクタール、一応示された資料ですよ。70歳代で344ヘクタールとおっしゃった。これ合わせて1,200ヘクタールが60歳以上の方々の農地なんです。

これからこの方々が10年後にはもうさらにまた10歳上がるわけですね。これが今抱えている、本町に限らない農業の問題だと思うんです。

それをどうしようか、行政としてどう取り組んでいかうかというところをお聞きしたかった。

○議 長

それでは、答弁願います。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ご質問にお答えいたします。

ただいまありました5歳単位、戸数、農業者数と後継者のあり、なしのところについては、現在資料を持っておりませんので、ここで正確にお答えすることはできません。申しわけありません。

それから、今言われた60歳代以上のここをどうするかというところも、今ちょっと待ってくださいというか、そこをちょっと用意していなかったというところもありまして、申しわけございません。ちょっとお答えできないでございます。すいません。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ですから、資料としてはできるはずなんです。人・農地プランの資料を全部集めればいいわけですからね。

例えば、わからなければ農業委員会の方へ行って聞くこともできるわけですから、本当に今うちの町って、年代が上がっている人が多いのだなどいったときに、これから10年後、これは大変だぞという気持ちがあれば、申しわけないですけど、その資料はつくると思います。

ですから、自分も今高齢者の方に入ってきたので、自分は農業者として高齢者になってきて、では、将来どうしたらいいのかなという、自分を含めて周りに大勢の方々がいらっしゃるのでこういう質問をさせていただいております。

ですから、この人・農地プランというのは、いわゆる農地を集約化して、若い人にリタイアしてください。力のある人に農地を集めましょうというのが、言ってみればこの人・農地プランの政策なんですね。

およそ人、30ヘクタールに平均でつくればいいのではないかという政策が、この人・農地プランなんですが、果たしてそれでいいのかということなのであります。

午前中の折坂議員で、家族経営だという、そういうところの指摘もあったんですけども、実際の今の農業者が家族経営が主体的な形が多いので、それはそれで間違いはないと思うんですが、しかしほかの町を見ていったときに、リタイアされた農地を請け負っていく法人がそれぞれ意外とほかの町にはあるんですね。

うちの町がもしリタイアがこれからふえていったときに、それが心配なわけです。

今のところ農業委員会が優秀なので、農地を余すことなく、賃貸であったり、売買であったりと、遊休農地は出さないでいます。

北海道は特に結構遊休農地は意外とないのですが、そこら辺でやっぱり本気の意味で行政が主体となって、やっぱり農協とか農業委員会、そういう方々との懇談の場は確かに再生協議会というのはありますけれども、そうではなくて、もっと本気でうちの町をどうしていこうかという検討する場所は必要なのではないでしょうか。町長、どうでしょうか。

**○議 長**

答弁をお願いします。

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

柴田議員のおっしゃっているとおりだと思います。

議員の質問あった後に、私も何か所かいろんな資料を拝見しました。

そして、うちの町でできないものもありますけれども、できるのにしていないというものも結構あったなという思いがあります。

それから、細かい部分の分析が非常にうちの町は劣っているなという思いがありますし、何とか今言われたように、農業委員会とか関係と協議会をつくりながら、真剣に検討してみたいと思っております。

以上です。

**○議 長**

それでは、2点目の再質問をお願いします。

**○3番（柴田典男君）**

2点目、北海道でふるさと会はどうですかということで、設立に向けて今

後努力していきたいということなのですが、なぜ私が今回こういう質問に至ったのかというと、まず1点がいわゆる佐藤木材の関係です。

ふるさとに工場を建てたいということで、昨年浦臼町に見えられて、最初は残念ながら無いよ、ということで帰っちゃったのが始まりなのですが、それともう一点は役場の職員が退職されて、我がふるさとの近くに家を買って行ってしまった。名前言わなくてもわかると思うんですけども。

結局、定年を迎えて、ふるさとの近くに家を買って住みたいなということで行ったのでしょーと思います。

それから、こういう年になって、私の同級生もそれぞれ定年退職の人々がふえてきて、同級生との懇談の場があったりしたときに、我が浦臼町のふるさとの情報がなかなか札幌市あたりですと届いていないなというのを随分感じるものですから、これはやっぱり札幌市でもこういうふるさと会を開いて、町の情報発信、あるいは交流の場ということで、うちの町の応援をぜひしていくことによって、うちの町も活性化されるのではないかというのが一つの思いであります。

どこの町だかわかりませんが、ちょっと忘れましたが、定年後の住宅を我が町でふるさとでやりませんかということで、応援している町もたしかあったような気がします。

グランドデザインの説明もありますけれど、グランドデザインの中でも農産物を札幌市に行って直販してみたり、農業体験を実施している、あるいはマラニックなどで交流人口をふやそうとしている、そういったそれぞれのイベントを確かにやっていますけれども、もっと積極的にうちの町から、札幌が中心になろうかと思うのですけれども、そういうところへ行って、うちの町、皆さんのふるさとですということで、ぜひ応援してほしいのだと、今本当に人口も減ってきて、皆様の何か知恵もありませんかということでやれば、本当に今回の佐藤建材ではありませんけれども、よし、応援しようという企業なり工場なりが出てくる可能性もあるわけですから、そこら辺のぜひ本気で検討していただきたいと思いますけれども、町長、どうですか。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

町長になってすぐだったと思いますけれども、札幌市につくりたいというのは多分だれか議員さんと話したことは飲み会ではあったかなと思って。

普通、どの町も道内を先にやって、それから関西だったり東京だったりというのが多いパターンみたいでありますけれども、何とかいろんな情報ももらいながら、札幌市につくりたいなという思いは強いので、積極的にちょっと動いてみたいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ございますか。

○3番（柴田典男君）

終わります。

○議 長

それでは、発言順位6番、高田英利議員。

高田議員。

○1番（高田英利君）

それでは、第2回定例会におきまして、新人、私が質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず1点目でございます。

行政区の再編についてということでご質問をさせていただきます。

住民の高齢化、独居世帯の増加などの事情により、町内会の活動が今後厳しい町内会がある状況にあると思われま。

今は活動できている町内会も将来的には活動が厳しくなる町内会もあるのではないかと思いますし、5年後、10年後と世帯主の年齢も当然上がっていく状況にあります。

そして、また人口も減少が予想される状況の中で、今後人口推移、あるいは町内会の人口の推移など、参考資料が当然役場の中にもあろうかと思いま。

そんな資料なども参考にしながら、再編を進める必要があるかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、公共交通についてでございます。

来年の5月、JRの廃止により浦臼町の公共交通が大幅に見直される必要があると思われま。

また、現在どのような状況の中で進めているのかお伺いをいたしたいと思いま。

まず、1点目でございます。

浦臼月形間の公共交通の交通手段については、どのような交通手段で行うのかお伺いをいたしたいということでございま。

2点目、浦臼美唄線の新設はあるのか、またどのような交通手段で進めていくのか。

3番目でございます。上記2点の線も含め、総合的にこれからの浦臼町の公共交通のあり方、方針はどのような考えでいくのかお聞かせ願いたいと思いま。よろしくお願いいたします。

○議 長

答弁願いま。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

高田議員のご質問にお答えをいたします。

行政区再編につきましては、平成29年第2回定例会並びに平成30年第

4 回定例会において、柴田議員からご質問を受けており、町内会長会議において、高齢化と世帯数の減少に伴い、町内会活動など町内会の運営に関する見通しなどご意見をいただいていた経緯がございます。

その時点では、高齢化が進んでいる状況にあるものの、近々の課題として上げている町内会は少ない状況でありましたが、近い将来、全町的な行政区の再編を検討する必要があると考えており、議員と同じ認識であります。

今後、町全体の再編について、どのように進めるべきか検討してまいります。近々の課題として、晩生内第 2 町内会の再編について早期に検討する必要があると考えておりますので、晩生内住民組合や地域住民の方々のご意見を聞きながら、協議を進めてまいりたいと思っております。

2 点目のご質問にお答えをいたします。

浦臼町から月形町の代替交通につきましては、牧島議員のご質問でお答えをしたとおり、代替バスによる運行を予定しております。

現在、J R 札沼線代替バス運営協議会では、浦臼町から月形町間は株式会社美唄自動車学校が 5 往復 10 便を 14 人乗りのワゴン車で運行する方向で進めております。

次に、浦臼町から美唄市への路線につきましては、現在、美唄駅に接続するデマンド式の乗り合いタクシーでの運行を第 1 に検討しておりますが、浦臼奈井江間の土日祝日運行との関連がありますので、事業者の対応や利用見込み、経費等を総合的に勘案しながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

次に、総合的な公共交通の方針についてのご質問ですが、現在も利用者や地域の意見を聞きながら、地域公共交通会議にて検討し、決定しておりますので、J R 廃線後の代替交通につきましても、これまでと同様に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○議 長

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

## ○1 番（高田英利君）

今、町長の答弁をいただきましたけれども、町長も進めるべきであるという認識であるとお伺いをいたしました。

また、第 2 町内会と具体的な町内会の名前も出していただきましたけれども、私の考える再編については、第 2 町内会もしかりなんです。やはり第 2 町内会のほかにも今後町内会活動が厳しくなるであろうことが予想される町内会が当然あるという声も聞いておりますし、また晩生内住民組合ということで、ちょっと組織名も出していただいておりますけれども、晩生内住民組合が晩生内の諸問題をすべて網羅をして解決していけるという組織ではないと私は考えております。

住民組合に相談をしてはだめだということではないんですけれども、この

問題は住民組合というよりは、やはり町内会それぞれの皆さんの問題としてとらえていただきたいなと思いますし、今後検討委員会等の設置、すぐ設置かどうかはわかりませんが、設置なども含めまして、やはり地域住民の意識の改革といいますか、そういった意識を持っていただくという考えも必要ではなかろうかなと思います。どうでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

5年、10年先を考えると、当然これは晩生内地区だけではないと。浦臼町全体の問題であるという認識は、柴田議員の質問のときから言っていることでありますけれども、晩生内地区がこの町内会の問題、運営について非常に厳しいという答えだったものですから、町内を再編する検討をしても、多分晩生内地区が浦臼町7区一緒になるとか、そんな再編にはならないのだろうなど。

まず、できることは、晩生内地区の今ある1、2、3をどう有効に再編することによって、晩生内の人の日々の町内会の運営のマイナスの部分もなくしていくかということではないかという思いをしておりますので、全体の検討委員会というか、何を立てて何をどう検討していくかということを今考えております。

ただ、一番近々の問題としては、晩生内なのかなと。晩生内は今黄色いハンカチ運動でしたか、何かそんな運動もやっているということを知っていて、大変まとまって、地域でいろんな方を見守るという活動をされていることでもありますので、再編の協議については当然行政指導でやらなくてはいけないと思っておりますけれども、スムーズに行くのではないかと期待をしているところであります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

質問という形になるかどうかわかりませんが、黄色いハンカチ運動というのは、柴田議員さん発案のもとで進めている事業でございますけれども、それらも含めまして、晩生内住民として一致団結して地域住民のために活動していこうという活動内容でございますけれども、私が思うところは、当然晩生内が今優先的に困っている、どうかしたいんだという話が出たのは確かでありますけれども、これからも全町的な形の中で、町がこうしなさい、ああしなさいという形も必要かもしれませんけれども、住民の方からもやはり考えるべきではないかなという形に持っていくことも大切ではないかなと思います。

以上です。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

多くの方、住民の声を聞きながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○議 長

次に、2点目の再質問ございますか。

高田議員。

○1番（高田英利君）

まず、お答えいただきました浦臼月形間につきましては、5往復10便ということでお話がありましたが、これにつきましてはどういう根拠で5往復10便という形になったのかお聞かせ願いたい部分がありますのと、ちょっと、私、認識不足なんです、月形高校へ通学されている学生さんがおられるかと思われませんが、これらにつきましても進学状況によっては数が増減したり、あるいは学生が年によってはいなくなるという場合も当然あるかなと思いますけれども、まずは5往復10便についてどういう根拠を持って想定されたのかということをお聞かせ願いたいかなと思いますし、これらにつきましても土日の運行もどう考えておられるのかなという部分があります。

そして、また今美唄自動車学校さんと検討されているというお考えでございますけれども、浦臼町の公共交通、おおむね、ほぼほぼ美自校さんとの契約というか美自校さん頼りの今状況ではないかなと思います。

美自校さんも事業者ですから、いつ何があるかわかりませんが、万が一美自校さんが、この事業は厳しいよと言われた場合、ほかの事業者を探すのか、あるいは大幅な見直しをかけて何とか美自校さんに残っていただくのかな、そんな心配もしないわけではないのですが、その辺いかがかなと思っておりますし、また浦臼駅の跡地の利用も先ほどから話が出ておりますけれども、これらも公共交通の拠点として、当然利用していくべきかなとも思いますし、車両等の保管だとか、あるいは運行の基地としての車庫の設置なども検討に入れていただいて、進めていくのも一つの案かなと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁願います。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

余り自信のある答弁ではありませんけれども、現在の札沼線、廃線する協議の中で、JR北海道が今の鉄道よりも利便性を下げないのがまず条件といえますか、そういう中で考えていこうというのがありましたので、この1日5往復というのは、現在月形高校へ通っている方もおりますので、その方た

ちの通学、それから帰宅、それから部活で遅くなった便の帰宅みたいなところを考えると5往復ということにしておりまして、今の鉄道の利用状況から見ても、十分今以上に利便性が上がっているのかなと考えております。

それから、美自校さんが撤退されたらどうするという話ですけれども、美自校は美自校で撤退してくれと町から言われたら困るみたいな話はずっと以前からありまして、お互いそんなことはないということで今まではおつき合いをずっとしておりますし、今回のこの事業につきましても、当然契約をしますので、そういった部分がお互いむだな懸念といいますか、心配事にならないように、ちゃんとやっていきたいと思っております。

それから、車庫等々の関係でありますけれども、当初その話も出てきました。

ただ、今回、美自校さんが引き受けるのは路線バス事業という形なので、バスは美唄自動車学校から出て来て、うちから月形間を走る、そういうことでありますので、車庫等々の整備は必要がなくなるということでもありますので、それはそういうことになっております。

以上でございます。

**○議 長**

すいません、土日の運行についての答弁をお願いできますか。

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

通年を通してやりますので、土日祝日もずっと走るということであります。

以上でございます。

**○議 長**

再々質問ございますか。

高田議員。

**○1番（高田英利君）**

それでは、今までの路線は土日の運行は休んでいますよね。来年の4月から奈井江線は土日の運行を始めるということで、月形線については土日JRの今までの路線の延長上ということで、土日の運行はされるということのようですが、その辺うまく整合性がとれていないというか、その辺うまく調整できないのかなという思いがありますし、美唄線とかも新設の予定があるということであれば、それらについての土日の運行、先ほどの答弁にもありましたけれども、月形線が土日の運行があるのにとということですよ。その辺をうまく調整をしていただければなと思います。

**○議 長**

答弁をお願いします。

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

札沼線の廃線の当初から、札幌市へ行く道がなくなるので、私、浦臼奈井江間は土日祝日も必要だよという主張はずっとしてきました。

そして、それをJR側もかなりの部分で協力してくれて、鉄道はずっと休みなく動いていましたから、そのとおりに。

それから、浦臼奈井江間については土日、それから祝日も運行経費を見てもらう、それを20年間見てもらうということになっております。

浦臼美唄間も早い特急で、例えば札幌市へ行くときに美唄から乗るのが早いという思いがありましたので、その部分についてもJRと協議をしながら、支援していただいているんですけども、結局業者が美唄自動車学校ばかりなんです。

そうすると、今、運転手とかそういう人材を確保するのも大変だという問題もありまして、あとどのぐらいの人数が本当に乗ってくれるのかという、途中の商業施設へ寄りませんので、例えば浦臼町の駅から美唄市の駅までという形を考えていますので、そういったことも含めて、今デマンド型を第1には考えておりますけれども、何とかそういうことで進めたいなと思っております。

以上です。

#### ○議長

以上で、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は35分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時35分

#### ○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎日程第6 報告第1号

#### ○議長

日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

#### ○総務課主幹（城宝陸己君）

議案書の4ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により、5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていた

だくものでございます。

次のページをお開きください。

ここに記載の事業につきましては、平成30年度浦臼町一般会計補正予算第7号におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

5款農林水産業費、事業名、道営農地整備事業（経営体育成型）負担金といたしまして、金額2,707万5,000円。翌年度繰越額は2,392万5,000円でございます。財源内訳につきましてはその他といたしまして2,093万3,000円、一般財源299万2,000円でございます。

以上が、報告第1号の内容でございます。よろしく申し上げます。

**○議 長**

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

**○議 長**

日程第7、報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

**○総務課主幹（城宝睦己君）**

議案書の6ページをお開きください。

報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、地方自治法の規定により浦臼町土地開発公社に係る平成30年度事業報告及び決算報告並びに平成31年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものがございます。

初めに、平成30年度の事業並びに決算状況をご説明申し上げます。別冊平成30年度事業報告書及び収入支出決算書の1ページをお開きください。

当年度の事業につきましては、平成28年度より計画を進めてまいりました旧田宮団地分譲事業につきまして、2区画の分譲を開始するとともに、附帯する町道用地等は浦臼町へ寄付を行いました。

また、仮称でございますが、浦5分譲地事業につきましては、旧田宮団地分譲事業の販売状況や町内動向を勘案し、計画を進めてまいることといたしました。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては2回開催してございます。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、決算状況をご報告いたしますので、次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告の（1）決算運用書をごらんください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金が564万7,038円、受取利息が554円となりまして、合計564万7,592円でございます。

次のページをお開きください。

支出執行状況につきましては、人件費及び経費を合わせました一般管理費が13万90円、繰越金が551万7,502円となりまして、合計564万7,592円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の損益計算書、貸借対照表、財産目録、出資金明細表、キャッシュフロー計算書をご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和元年度事業計画及び収入支出予算についてご説明申し上げます。

別冊、令和元年度事業計画書及び収入支出予算書の1ページをお開きください。

令和元年度の事業計画につきましては、（1）といたしまして、旧田宮団地分譲事業、2区画の宅地分譲事業を計画しており、金額は373万1,000円でございます。

次に、（2）町道南2丁目線用地売却事業といたしましては、町道南2丁目線道路改良舗装事業に伴う道路用地といたしまして、浦5分譲地の一部の売却事業を計画してございます。金額は32万6,000円でございます。

次に、4ページをお開きください。

平成31年度浦臼町土地開発公社収入及び支出予算でございますが、今年度予算額は総額940万7,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。

収入につきましては、前年度繰越金が534万5,000円、完成土地売却収入373万1,000円、未成土地売却収入32万6,000円、受取利息5,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては、事業費といたしまして、用地造成費675万円、人件費と経費を合わせました一般管理費といたしまして40万3,000円、予備費5万円、繰越金220万4,000円を計上してございます。

人件費並びに経費明細書につきましては、次ページをご高覧いただきたい

と存じます。

以上、概要をご説明申し上げまして、浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議 長**

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については、報告済みといたします。

◎日程第8 承認第2号

**○議 長**

日程第8、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

城宝主幹。

**○総務課主幹（城宝睦己君）**

議案書の7ページをお開きください。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年5月13日

浦臼町長 齊藤純雄

一般会計補正予算書（第1号）につきまして、予算書にてご説明申し上げます。

承認第2号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令の施行に伴い、施行期日以降は「平成31年度浦臼町一般会計予算」の名称を「令和元年度浦臼町一般会計予算」とし、予算書における年度表記については「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）といたしまして、

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,530万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月13日

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明いたします。

8ページをお開きください。

今回の補正につきましては、企業誘致活動に係る経費を追加するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額180万円の追加でございます。

13節委託料といたしまして、誘致企業が本町への進出を検討するために必要となります地質データを提供するため、企業立地候補地の地質調査実施に係る経費を追加するものでございます。

歳出合計180万円の追加でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。6ページをお開きください。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額180万円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の180万円の追加となっております。

以上が、承認第2号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第22号

○議長

日程第9、議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝陸己君）

議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,941万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,471万8,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月18日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。6ページ目をお開きください。

初めに、1. 追加でございます。

起債の目的、ラウネナイ川改修事業、限度額1,230万円でございます。ラウネナイ川改修に係る調査設計業務に係るものでございます。

次に、西2条通線歩道改修事業、限度額770万円でございます。町道西2条線歩道改修工事に係るものでございます。

次に、2. 変更でございます。

起債の目的、橋梁長寿命化事業、限度額を1,050万円から1,110万円に変更するものでございます。浦臼内川橋、東牧橋及び拓殖橋の長寿命化事業に係る調査設計及び補修工事に係るものでございます。

次に、舗装長寿命化事業でございます。限度額を1,540万円から1,590万円に変更するものでございます。町道中央線道路舗装工事に係るものでございます。

次に、聖園川改修事業でございます。限度額を1,900万円から1,950万円に変更するものでございます。聖園川改修工事に係るものでございます。

起債の方法につきましては、証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率

見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものであります。

償還方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合につきましてはその債権者と協定するものによるものとしたします。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとしたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明を申し上げます。10ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項3目企画費、補正額3,060万円の追加でございます。13節委託料につきまして、来年5月に廃線となりますJR札沼線の記録映像を2カ年にわたって制作するため、本年度分の業務委託料を計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、JR札沼線廃線日に向けたイベント開催や記念品の制作等の取り組みを実施するための商工会等への補助金及び民間賃貸住宅等建設補助金、木造2階建てメゾネット式1棟、2LDK4戸、3LDK2戸に対する建設補助金でございます。

8目諸費、補正額173万円の追加でございます。8節報償費つきまして、町政功労者表彰及び名誉町民推挙に係る記念品等でございます。町政功労者1名、特別表彰者3名、名誉町民1名分となっております。19節負担金補助及び交付金につきましては、鶴沼第1会館の床改修及び会議用いす、テーブルの購入に対する補助金でございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額92万7,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、報酬改定、制度改正等に対応するため、障がい者福祉システムの改修業務を委託するものでございます。

2項5目児童福祉施設費、補正額1,871万4,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料におきまして、認定こども園運営事業者へ交付しております施設型給付費の給付実績減少に伴い、平成30年度に受け入れ済み補助金を歳出予算より返還するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額9,000万8,000円の追加でございます。16節原材料費につきまして、農業用ハウス強靱化緊急対策事業の実施に必要な資材購入費となっております。19節負担金補助及び交付金につきましては、町内民間事業者が交付金の割り当て内示を受けました食料産業6次産業化交付金事業に係る交付金を間接補助により交付するものでございます。事業内容といたしましては、耐候性ビニールハウスハウス3棟設置、及び附帯施設並びに設備の導入となっております。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額560万2,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、消費者被害防止啓発物品といたしまして、パンフレット、タオル等を購入し、町内全戸配布やイベント等での配布を行うものでございます。3節、12節、13節、19節につきまして

は、それぞれ国庫補助事業により実施するプレミアム付商品券発行に要する予算を計上してございます。委託料につきましては、プレミアム付商品券の発行業務に必要となりますパッケージシステムの導入業務委託となっており、負担金補助及び交付金につきましては、本プレミアム付商品券発行事業の実施に伴い商工会に対して交付する補助金となっております。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額423万円の減額でございます。町道南2丁目線道路改良舗装の事業精査により、来年度実施に向けて検討することとし、13節委託料、17節公有財産購入費につきまして、それぞれ減額するものでございます。

1項3目橋梁維持費、補正額130万円の追加でございます。橋梁長寿命化に係る予算の認可に合わせ、事業種目の組みかえを行うものでございます。13節委託料におきまして、調査業務に係る予算を追加し、15節工事請負費におきまして、補修工事に係る予算を減額するものでございます。

2項2目河川維持費、補正額1,200万円の追加でございます。13節委託料につきまして、ラウネナイ川の改修に必要な調査業務となっており、調査延長につきましては420メートルでございます。

9款教育費、2項1目学校管理教育振興費、補正額22万円の追加でございます。18節備品購入費につきまして、小学校における理科教育並びに算数教育に必要な教材の購入に係るものでございます。

9款教育費、3項1目学校管理教育振興費、補正額17万円の追加でございます。18節備品購入費につきまして、中学校における理科教育及び数学教育に必要な教材の購入に係るものであります。

歳出合計1億5,941万8,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金、補正額59万6,000円の追加でございます。理科教育設備整備費等補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

7目商工費国庫補助金、補正額535万8,000円の追加でございます。国庫補助事業に実施するプレミアム付商品券発行事業に係るものでございます。補助率は10分の10となっております。

14款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額8,995万1,000円の追加でございます。農業用ハウス強靱化緊急対策事業及び食料産業6次産業化交付金に係るものでございまして、補助率はそれぞれ補助対象経費の2分の1でございます。

6目商工費道補助金、補正額24万2,000円の追加でございます。消費者行政推進事業補助金でございます。定額補助となっております。

19款町債、1項5目土木債、補正額1,740万円の追加でございます。道路橋梁事業債並びに河川事業債として借り入れする各起債対象事業につき

まして、追加、変更及び減額により起債予定額を調整するものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額4,574万7,000円の追加でございます。財源調整といたしまして、財政調整基金から繰り入れするものでございます。

歳入合計、歳出と同額1億5,941万8,000円の追加でございます。

以上、議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議 長**

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

牧島議員。

**○7番（牧島良和君）**

13ページの保健センター等管理費、工事請負費、保健センター排煙窓改修工事、どの部分でどのようなふぐあいとお聞きしましょうか。

**○議 長**

答弁をお願いします。

齊藤課長。

**○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）**

牧島議員のご質問にお答えいたします。

この改修工事につきましては、保健センターのホールの排煙窓が機能訓練室、展示コーナーとホールが分かれていますのでけれども、そこに6カ所窓がございます。そこを緊急異常時に排煙用として上げるスイッチがあるんですけれども、それが老朽化に伴いまして、ダンパーが故障しているというか、開閉にふぐあいが生じたために、それを改修するというもので計上させていただいております。

以上です。

**○議 長**

ほかにごございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議 長**

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第22号 令和元年度浦臼町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第23号

○議 長

日程第10、議案第23号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹(中田帯刀君)

議案第23号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度浦臼町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月18日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

本補正予算につきましては、国民健康保険税の賦課の確定による補正となっております。

歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款1項1目空知中部広域連合納付金について、財源更正を行うものとなっております。歳出総額に増減はありません。

続きまして、歳入について説明申し上げます。5ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税221万2,000円の減額でございます。国民健康保険税の賦課の確定によるものでございます。

5款繰入金、2項1目基金繰入金221万2,000円の増額でございます。国保税の不足額を補うために財政調整基金を繰り入れるものでございます。

歳入総額についても、歳出同様に増減はありません。

以上が、議案第23号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計予算(第

1号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第23号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第23号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第24号

○議長

日程第11、議案第24号 浦臼町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横井課長。

○産業振興課長(横井正樹君)

議案書9ページをお開きください。

議案第24号 浦臼町森林環境譲与税基金条例の制定について。

浦臼町森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、平成30年度税制改正大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設がなされ、令和元年度から森林環境譲与税が市町村へ譲与されることとなり、法令で定められた用途事業を確実に執行する体制を構築することが必要であることから、新たに基金条例を設置するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町森林環境譲与税基金条例でございます。

第1条につきましては、本町における間伐や人材育成、担い手の確保など森林整備及び促進に必要な事業に財源を充てるため、浦臼町森林環境譲与税基金を設置するとする設置目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、基金に積み立てる額は、国から譲与される森林環境譲与税の額に基づくものとする積立額について規定したものでございます。

第3条につきましては、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によるものとする管理について規定したものでございます。

第4条につきましては、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出に計上し、この基金に編入するものとする運用益金の処理について規定したものでございます。

第5条につきましては、町長は財政上必要があるときには、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるものとする繰りかえ運用について規定したものでございます。

第6条につきましては、基金は第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処理することができるものとする処分について規定したものでございます。

第7条につきましては、基金の管理に関し必要な事項について、町長が別に定めるとする委任の規定でございます。

本条例につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第24号 浦臼町森林環境譲与税基金条例の制定についての内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号 浦臼町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第24号 浦臼町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第25号

○議 長

日程第12、議案第25号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第25号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年浦臼町条例第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律を受け、人事院勧告15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部が改正され、時間外勤務命令を行うことができる上限などを定めるなどの措置を講じることとされたことを踏まえて、勤務時間等の勤務条件に関する均衡の原則により所要の措置を講じる必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

第8条2項の次に、正規の勤務時間外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定める旨の項を加えるものでございます。

また、条例施行規則の一部におきまして、時間外勤務命令の上限時間を定めておりまして、通常業務においては月45時間、年360時間を上限とし、他律的業務においては月100時間未満、年720時間と定めるものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則、この条例は公布の日より施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上が、議案第25号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第25号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第26号

○議 長

日程第13、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料2ページをお開き願います。

別表第1、組合を組織する地方公共団体の市町村一部事務組合及び広域連合の欄、空知総合振興局の方から北空知葬祭組合を削り、同項の33を32に改め、日高振興局の方から、日高地区交通災害共済組合を削り、同項の16を15に改め、十勝総合振興局の方から、池北三町行政事務組合を削り、同項の24を23に改めるものでございます。

別表第2の共通処理する団体の欄、9地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害または通勤による災害による補償に

関する事務の項から、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合をそれぞれ削除するものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則、本規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定によります北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第26号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第27号

○議 長

日程第14、議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第27号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のように変更する。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、当組合から脱退したことに伴い、規約の

一部を変更するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明申し上げますので、別冊参考資料 3 ページをお開き願います。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の欄、空知管内の項から北空知葬祭組合を削り、日高管内の項から日高地区交通災害共済組合を削り、十勝管内の項から池北三町行政事務組合を削るものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則、本規約につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまず総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 27 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 27 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 27 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 28 号

○議 長

日程第 15、議案第 28 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第 28 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のように変更する。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬祭組合が解散し、当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

別表第1から池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬祭組合をそれぞれ削るものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則、本規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第29号

○議 長

日程第16、議案第29号 財産の無償貸付についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

石原課長。

○総務課長（石原正伸君）

議案第29号 財産の無償貸付について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けすることについて、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

最初に、1. 財産の内容でございます。種類は土地でございます。所在地につきましては浦臼町字浦臼内182番地97の一部でございます。面積は1,044.12平米でございます。

貸し付けの相手方でございます。住所、滝川市小金町西3丁目2番2号。会社名は株式会社コスモ生コン。代表者名は代表取締役清水計至氏でございます。

3. 貸し付けの期間でございますけれども、貸付契約締結の日から20年を超えない期間といたします。

4. 貸し付けの目的でございます。町有地に賃貸共同住宅を建設するため、貸し付けをするものでございます。

以上が、議案第29号 財産の無償貸付についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第29号 財産の無償貸付についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第29号 財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第30号

○議 長

日程第17、議案第30号 浦臼町名誉町民の推薦の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議案第30号 浦臼町名誉町民の推薦の同意を求めることについて。

次の者を浦臼町名誉町民に推薦したいので、浦臼町名誉町民に関する条例第3条の規定により同意を求めるものであります。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

同意を求める者の住所、北海道樺戸郡浦臼町字晩生内233番地の22。

氏名、山本要。生年月日、昭和16年3月20日。

経歴等については、お目通しをいただきたいと思います。

以上が、議案第30号の内容であります。十分ご審議いただき、同意賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第30号 浦臼町名誉町民の推薦の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第30号 浦臼町名誉町民の推薦の同意を求めることについては同意することに決定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時33分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第18 諮問第1号

○議 長

日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項により、議会の意見を求めるものであります。

令和元年6月18日提出

浦臼町長 齊藤純雄

意見を求める者の住所、北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の2。氏名、竹内富美代。生年月日、昭和31年2月12日。推薦理由、任期満了によるものでございます。

以上が、諮問第1号の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号については、お手元に配付の意見のとおり答申したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはお手元に配付の意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第19 所管事務調査

○議 長

日程第19 所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第20 議員の派遣について

○議長

日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これらを派遣したいと思えます。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和元年第2回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分